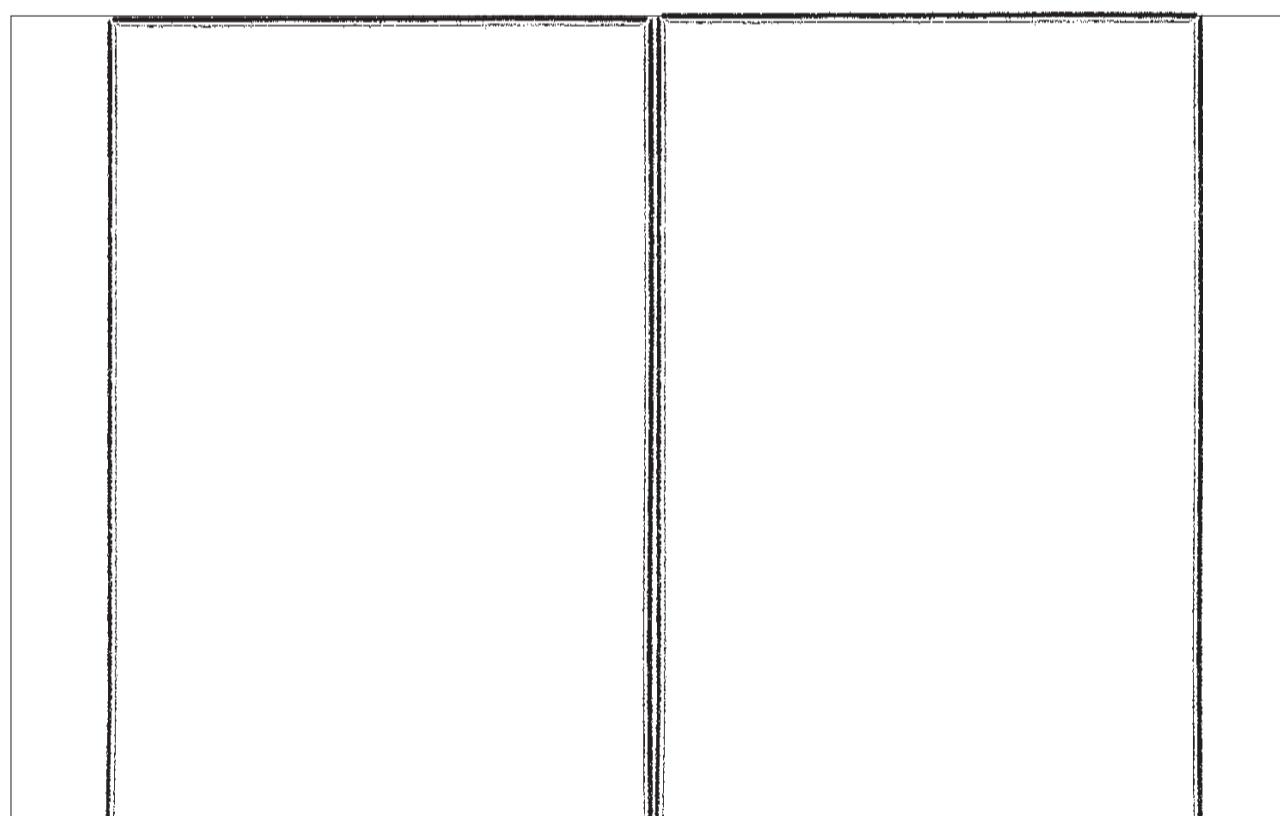
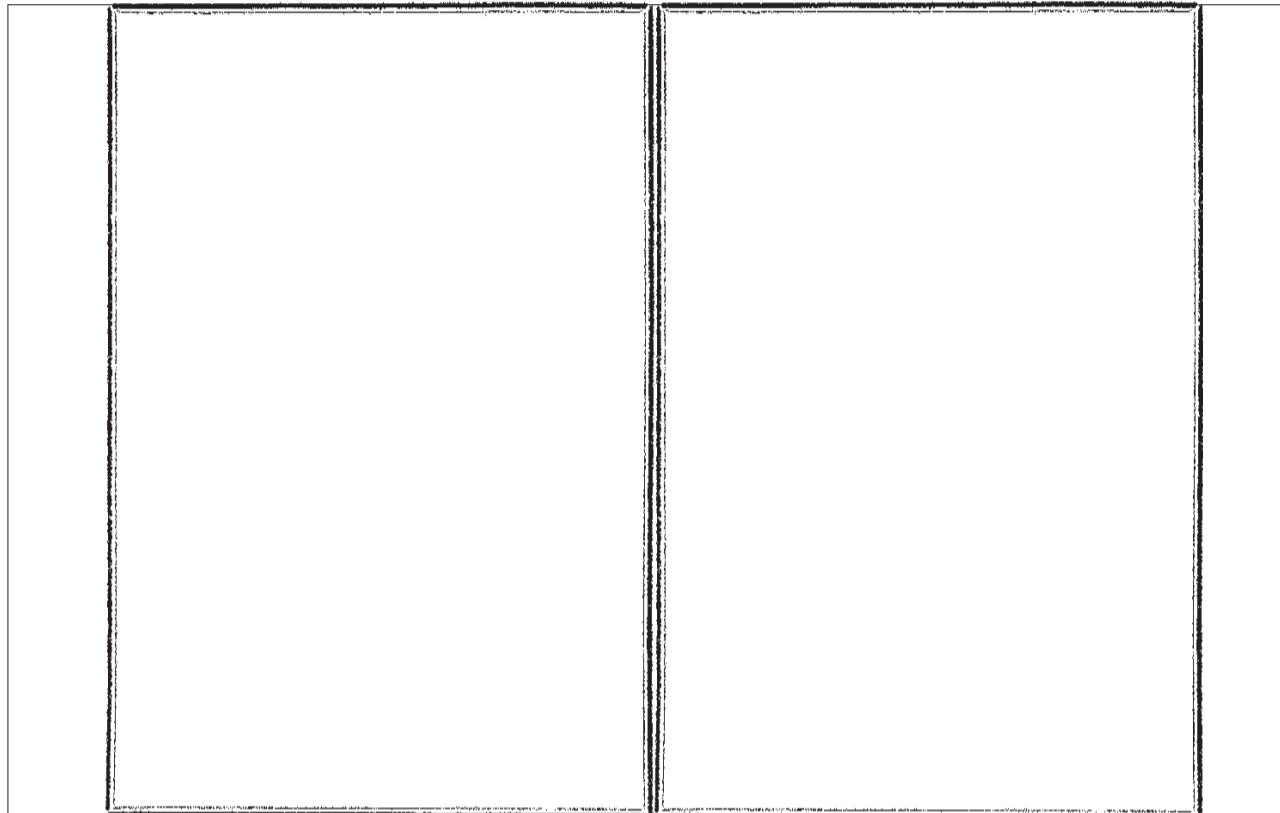


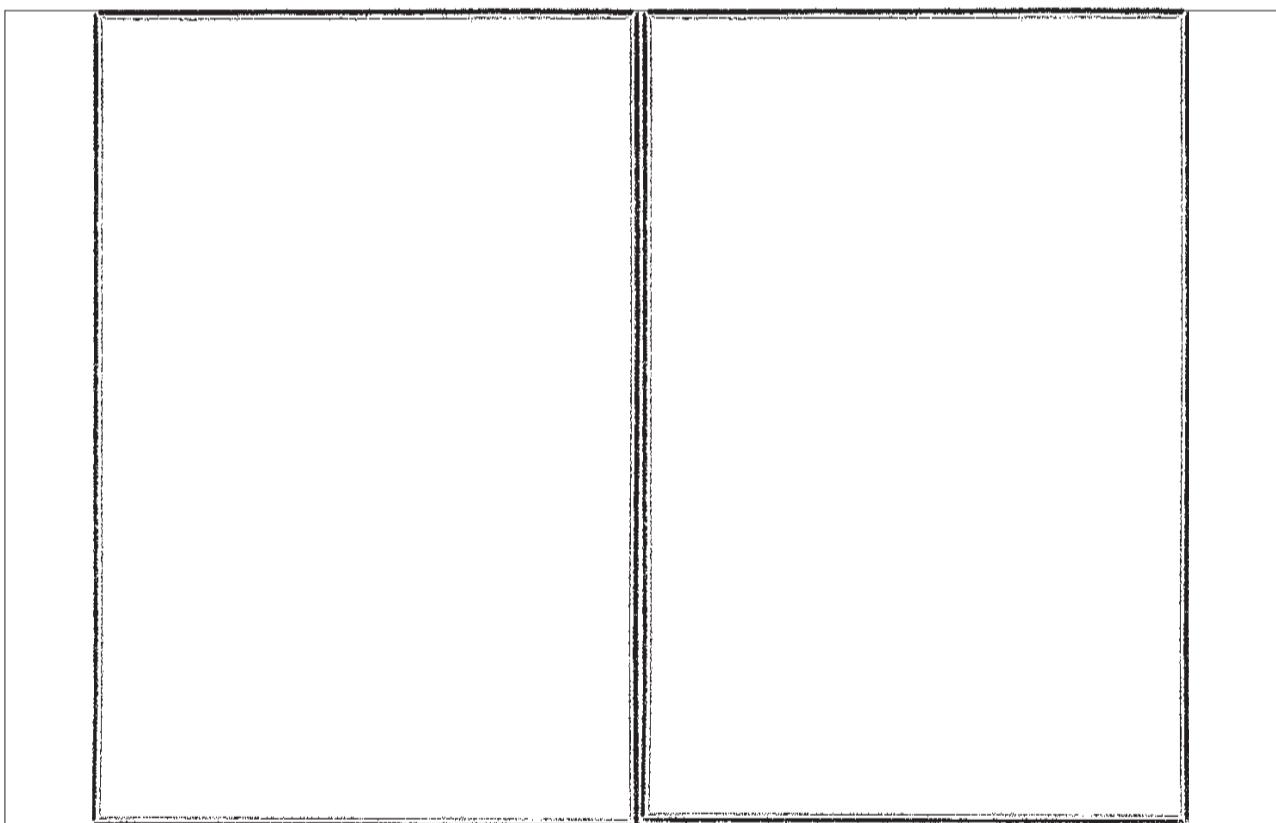
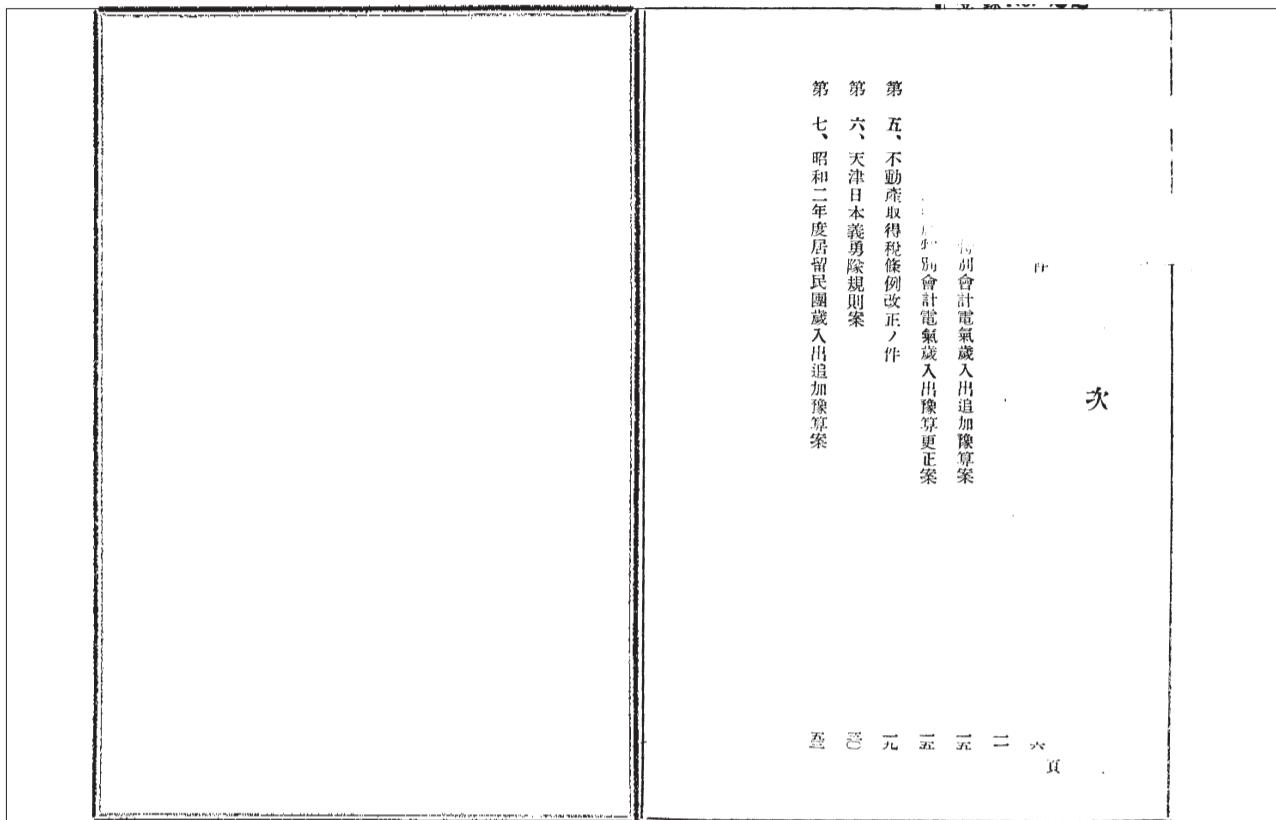
● 議事速記録第三十四號

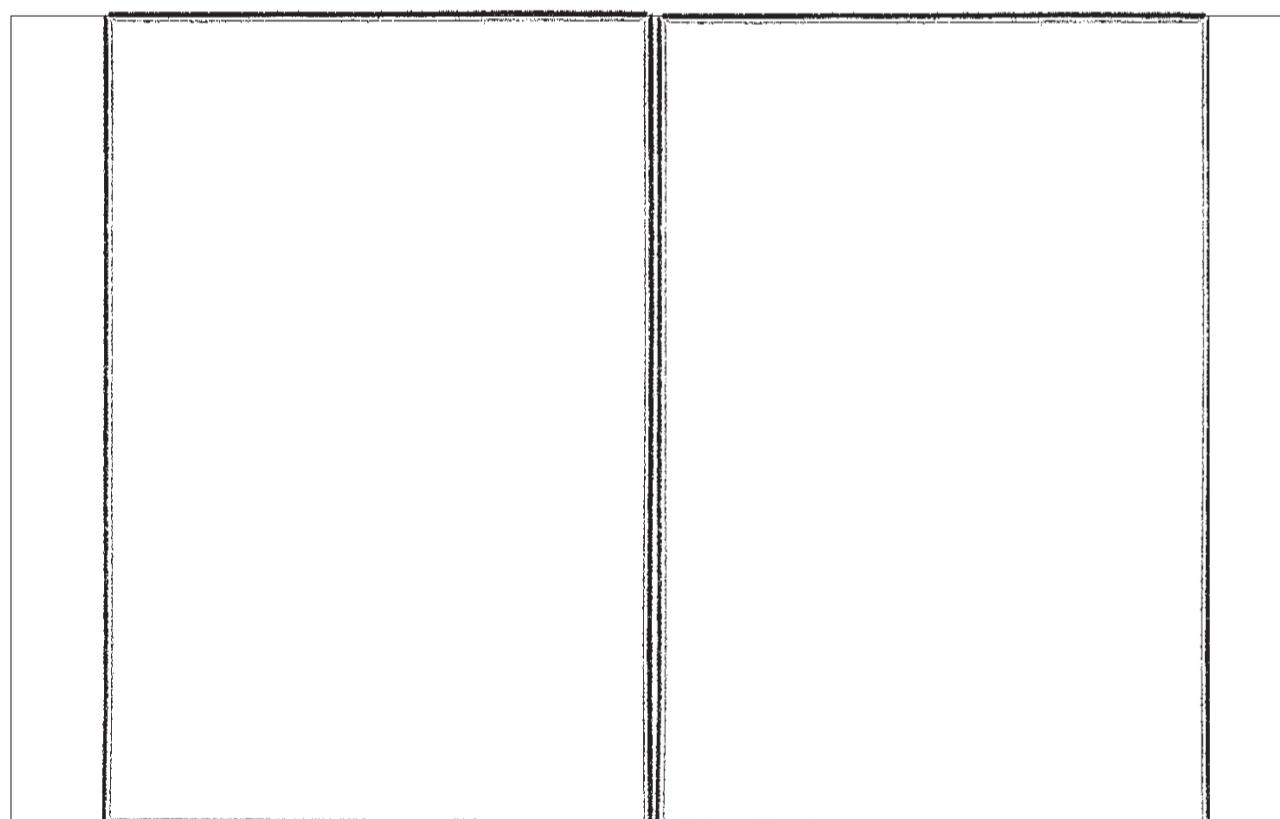
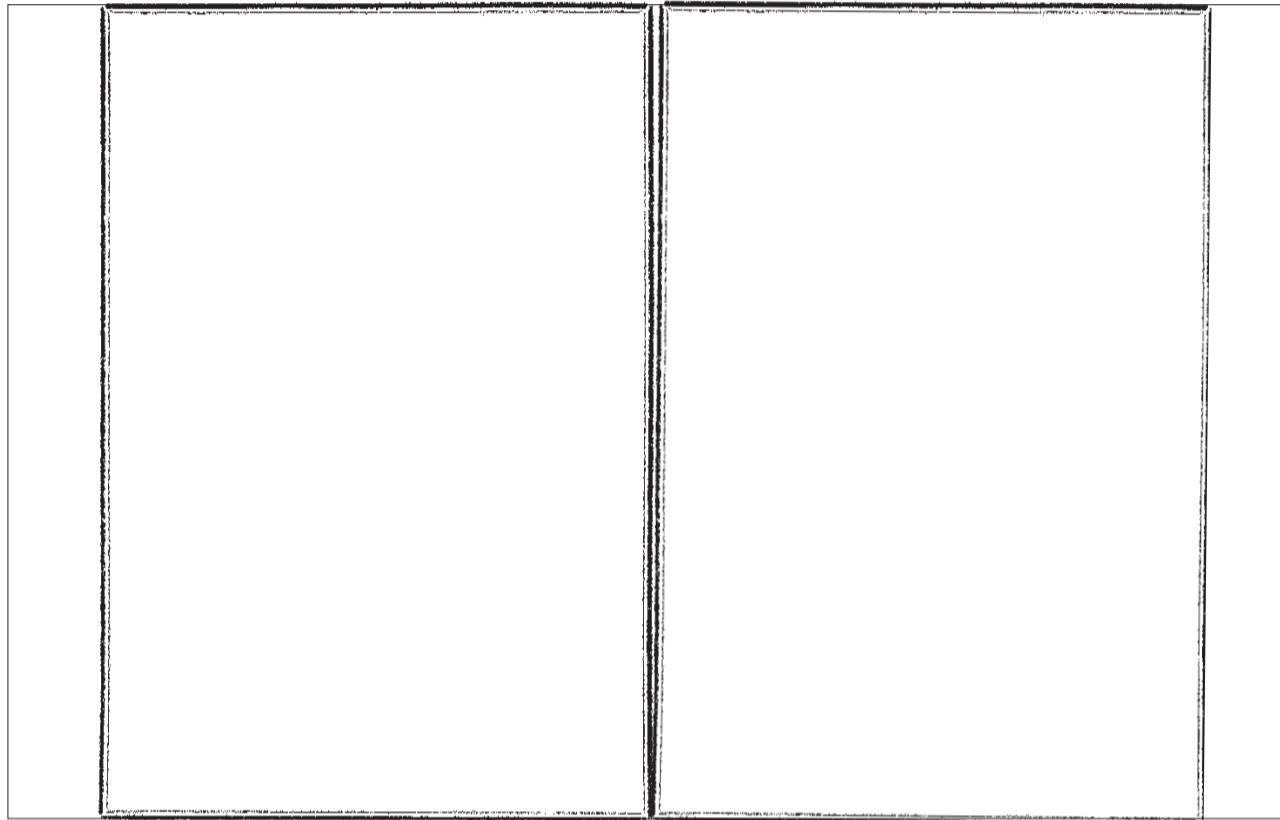
昭和二年第十七次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團

昭和二年第十七次居留民會臨時會議事速記錄







昭和二年第十七次居留民會臨時會議事速記録

昭和二年五月二十三日於公會堂

一、民會議長選舉

◎議事日程

一、警備費請願ノ件

第一、家屋買取ノ件

第二、昭和二年度特別會計電氣歳入追加豫算案

第三、昭和二年度不動產稅例改正ノ件

第四、天津日本義勇隊規則案

第五、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第六、天津日本義勇隊規則案

第七、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第八、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第九、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十一、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十二、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十三、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十四、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十五、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十六、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十七、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十八、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第十九、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十一、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十二、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十三、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十四、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十五、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十六、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十七、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十八、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第二十九、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十一、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十二、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十三、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十四、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十五、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十六、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十七、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十八、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第三十九、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十一、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十二、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十三、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十四、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十五、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十六、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十七、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十八、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第四十九、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

第五十、昭和二年度居留民團歲入追加豫算案

(2)	田村留藏	大澤大之助	高橋俊輔	藤田寅吉	川島原俊	相良信治	上野千鶴	川島千鶴	大澤大之助	田中房次郎	吉田重利	五十一名
(1)	森川照太	白井忠三	勝田重直	天野仙次郎	牧尚一	吉田房次郎	大澤大之助	吉田重利	田村留藏	吉田房次郎	吉田房次郎	五十二名
(4)	上野道明	西村善吉	中野源次郎	武田守信	星野順次郎	永井安平	水谷久一	山本良助	中野源次郎	佐佐木敏作	佐佐木敏作	五十三名
(3)	池田信博	西田道明	中澤千太郎	赤堀千太郎	西田道明	赤堀千太郎	吉田朝治	西田道明	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	五十四名
(5)	山本良助	西田道明	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	吉田朝治	五十五名

く皆様に總て配布して置きました。議案に基いた審議を目的としたものであります。只今までの出席議員数四十九名、法定數に達して居りますので之から會議を開きますが、茲に第十七次居留民會臨時會は成立致しました。只今から總領事の招集の辭がある筈で御座いますから、暫時御静聽願ひます。

○總領事（加藤外松君）（拍手起る）
今日まで欠員になつて居りました議長の選舉、それから不動産の取得稅條例改正の件、天津日本義勇隊の規則を關する案、其他若干の案件を討議する爲に、本日茲に民會を招集し、その成立を見るに至つた次第であります。今日討議される議案は從前申上するまでも無く、吾が居留民團としては極めて重要且緊急に處決を要する案件であるであります。各種の都合上、今回臨時民會の會期は、特に一日に限定してありますから、どうぞ其の點に留意されて和衷協同、餘り議論が他岐に涉らぬやうに、慎重御審議あらむことをお願ひ致します、一寸招集の御挨拶を申上します。

○副議長（勝田重直君）（拍手起る）
會議に先立つて議員の異動に就て御報告申上ます、黒澤君は去る三月の民會が終つて、議員慰勞宴の席半ばで不幸病を得られて遂に死去せられました、それで私は當時居留民會議員一同を代表しまして、黒澤君の遺族に哀悼の意を表し、併せて支那名で障子と申し、日本で申せば旗のやうなものを靈前に供して、御冥福を祈ること致しました、次に川本君、上田君、太宰君此の三君は、四月及五月の中に一身上の都合で辭任されました、御報告は之で終りました、之より議案に基いて議事に這入ります、只今より議長の選舉を行ひます、之は法律に基いて行はれますから、別に當山も述べませぬ、只今名刺とそれから選舉用紙を配布致しますから、夫々御選舉を願ひたい。

○總領事（加藤外松君）
議長（勝田重直君）（拍手起る）
選舉立會人として山上君、遠藤君、此の兩君にお願ひ致します。

○副議長（勝田重直君）
(此間開票採點)

投票済れはありませぬか。（發言者無し）

○副議長（勝田重直君）
(此間開票採點)

名刺の數と投票數とが合致して居りますから、之から開票致します。

○副議長（勝田重直君）
(此間開票採點)

開票の結果を御報告致します。吉田房次郎君二十七票、有留重利君十一票、遠山猪雄君十一票、相原俊夫君一票、吉田房次郎君が二十七票でありますから、法定數に達して居りますので、御當選になりました。（拍手起る）

○議長（吉田房次郎君）登場（拍手起る）

一一一言御挨拶申上いたと思ひます、只今民會議長と云ふ、重要な位置に私を御選舉下さつて私に取つては非常な光榮であり、雅有く御禮を申上ます、處が御承知の如く、私は之まで議場の整理に就て是會に當つたことは御座いません、其の上甚だ内情であつて、果して私の申すことが議場に徹底するかどうか疑問であると思ひます。然らば議場に徹底せんやうな議長ならば、甚だ議長としては不適當であると自分は考へてゐます、處が私は天津に二十數年來居住し、居り、又民

(5) 國の自治行政にも多年參政して居ります、従つて多少其天津の事情に通曉してはゐないかと云ふことが、皆様の私を御推舉下さった次第であると思ひます、ありますから斯く皆様から御推薦を得た以上、誰しんで此の議長の職を相受け致したいと思ひます、それから私は議長に就任した以上は、最も公平に議事を處理したいと思つて居ります、併乍ら前申しました通り、議事整理にもなれませず、法規にも不慣れで、皆様に於かれても色々御不満の点も御座いませうが、之は皆様の御指導と御同情に據つて、此の任務を全うしたいと考へる次第で御座います、一言御挨拶申上ます。(拍手起る)

○勝田重直君 暫く休憩なつては如何ですか。

○勝田重直君 暫く休憩なつては如何ですか。

○議長(吉田房次郎君) それではこれから十分間休憩致すことに致します。(午後五時)

五時十分再開

○議長(吉田房次郎君) それではこれから再開致します、議事に入る前に議事録の署名者を指命致します、郡茂行君、赤山朝治君、此の兩君にお願ひ致します、それから今日の議事日程に入る前に、檜垣議員から緊急勸議が出ましたから、一寸朗讀致します。(緊急勸議案朗讀)

○議長(吉田房次郎君) 只今の勸議案に對しては、正規の答成者が御座いますが、之を議題に致しますか、又それに就ては議事日程を變更し、日程第一として討議致しないと思ひますが、諸君の御賛成を得たいと思ひます、御賛成の方は御起立を願ひます。(起立者多數)

(6) ○檜垣恭興君 登壇(拍手起る) 日程 第一 槍頃議員提出緊急勸議

此の租界の整備費は、我民團歲出豫算の重要な部分を占めてゐますが、私は從來より此の整備費に就ては、其の性質上全部國庫の補助を受け、或は一部の御負担を願ひたいと云ふ所感を持つて居りましたが、おそらく之は年々の行政委員諸君も御痛感なつて居つた處と思ひますが、色々の都合やら遠慮やらで具体化を提出して現れたものと信じて居ります、御承知の通り我租界は次に整頓を好機会と思つて緊急勸議案を提出した次第であります、御承知の通り歲出の方に就ては、所謂無して参りまして、巡捕の数も増さねばならぬ、それから又近年頻々として巡捕の不慮の負傷、或いは死、之に伴ふ弔慰金或は葬儀金と云ふものが要る次第で、之は單に整備費に就てのものであります、翻つて總算に就ての歳出を考へますと、之亦年々膨大して、吾々は已に本邦の民會でも随分苦しむのであります、然るに一方に於て歳入は決して過剰ではなく思ひませんから、何時かは之が行詰る事と思ひます、已に本年の民會でも、御承知の通り歲出の方に就ては、所謂無い袖は振れぬ狀態で、一例を申すと道路費と云ふやうなのは、之は吾々は尙昨年よりもずつと増額せなければならぬと云ふ風に考へて居ましたが、今年は却つて三四割減額になつて居るやうな次第であります、それで豫算審査委員會に置きましたが、何とかして施設を設けようでは無いかと云ふやうな頭をもつて審査した結果、僅か一萬元の不確実なる増額に止まつた譯であります之等の點を考へますと、私は此の整備費と云ふものを早く補助請願をした方が良いや無いことを、益々痛感する次第であります、尙此處で私は何も對外外交に就ての大きいことを

(7) ○檜垣恭興君 尚今臨時民會の議題に上つた處の義勇隊費に就て、吾々が本邦協賛を與へたもので充分であろうと思ひますが、之も亦數倍多くされて居るやうですが、しかすると我租界の整備費に於て、從來より二重、三重の負担をせなければならぬことになりますが、斯るが故に先づ(整備費の國庫補助を願ふが必要であると思ふ)あります。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 一寸御注意申上ますが、御提案に就て御説明が済みましたら、議題外のことと涉らぬやうお願致します。

○議長(吉田房次郎君) 只今の檜垣議員の御提案に就て質問がありますればどうぞ。

○小宮山 繁君 只今檜垣さんの御提案は、民團の財政上から考へられて、極めて趣旨に於て妥當に考へます、唯此の民會の席上之を直に決議して請願するやうにお仰やいますか、事實民團の經費は膨脹して居りますけれども、之に就ては尚相當の機關を経て充分研究したならば、或は政府の補助を得なくとも良いことになるかも知れませぬ、兎も角一應の研究を遂げた上で、それで方針が着かぬ時には政府の補助を願つて、國庫から出して戴いても結構だらうと思ひます、現在其の話は隨分聞いて居りますが、まだ通常民會の議案にもせず、此の臨時民會で直に決議して其の上請願する事は、も少し考へて見たいと思ひます、趣旨に於ては贅成であります。

○檜垣恭興君 私も實は行政委員會の方に建議しやうかとも思ひましたが、然も此際に於ては、請願の趣旨からして民會の決議を経た方が何とかよからうと云ふことを私は思つて、概々此の民會に提出した次第であります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問御座いませんか。

○小宮山 繁君 只今の御提案に就て、私は必ずしも反対致しませんが、斯う云ふ神聖なる民會で極めまして、其の中には外務省の考も御座いませんから、夫等の点に就て請願して、有望に請願が通るやうなれば、御提案は通るよう努力致しますが、此處で決議して請願を爲すことは、却て考應を要すると思ひます、そう云ふのか私の希望なのであります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座いませんか。

○遠藤盛輔君 少し意見を述べてもよろしいでせうか。

○議長(吉田房次郎君) どうぞ

○遠藤盛輔君 証は今小宮山君の御意見に對して、平素の小宮山君の説にも不似合と思ひました、と云ふのは証は小宮山君は民意を代表されて居つて、其の事情によつて右を見たり、左を見たり

(8) ○遠藤盛輔君 証は今小宮山君の御意見に對して、平素の小宮山君の説にも不似合と思ひました、と云ふのは証は小宮山君は民意を代表されて居つて、其の事情によつて右を見たり、左を見たり

されない方と云ふ風に信じて居りましたが、今の御意見をお聞きして私は非常に意外に感じて居ります、それは先程榎垣議員が御説明されたやうに、假令行政委員諸氏の考が奈邊にあるが、居留民意を代表するのが吾々の根本精神である、直に斯う云ふたらあそこが六ヶ敷いから止めて置かうと云ふ、打算的の懸念を避けられて、如何に吾々が海外の第一線に立つて活動をして居るか、殊に今日は白河問題等の爲に、貿易業者等は非常な打撃を蒙つて居る場合に、海外に出て居る處の居留民の安寧秩序を維持し、補助を願ふことは吾々の義務であろうと信じます、此の意味に於て、私は榎垣議員の御提案を非常に賛成して居ります。

○小宮山繁君 只今の遠藤氏の御主張は、中々立派なものであります、吾々としても民意を代表して居るものであるから、民會の決議でよいと云ふことは、誠に結構であります、私としては民會の決議なるものは、其の實行と云ふ收獲が無ければならぬもので、唯此の席上で、民意と云ふと言つて大いに御名論を考へても、直にそれが地盤をもつてゐるならば、其の努力は結構であります、之を慎重に考へて見ますと、或は程度の問題も考へなければならぬし、それを考へたからと言ふて、外務省まで突付けやうと云ふことのみが、民意を代表するものとは思つて居りません、其の點に於て私はも少し慎重に考へたい希望を持つて居ります。

○勝田重直君 只今の小宮山君の説に、此の議場で決議したことを外務省に突付けることは、何等民意を代表したもので無いと云ふことかありましたか、お間違と思ひますから御取消願ひたい。

○治垣恭興君 小宮山議員と對談的に問答す。

○議長（吉田房次郎君）

(10)

(9)

一寸御注意申上ますが、直接お話をさらないやうに願ひます。

○榎垣恭興君 も一晉申上て置きたいのは、此の建議案に就ては、私は詰り行政委員會にお委せするのであります、其の結果として、何もすぐ補助を贈浦になるかならぬかは問題で無いのであります、東に角一より二、二より三と云ふ風に所謂力強く外務省に御考慮をお願ひしたらと思つて、此の建議案を出した次第であります。

○議長（吉田房次郎君）

他に御質問御座いますか。（無しと呼ぶ者あり）

○勝田議員（吉田房次郎君）

勝田議員にお尋ね致しますが、先刻のお取消の事は。

○小宮山繁君 只今勝田氏から、私が此の議場で決議したことと外務省に突付けることは、何等民意を代表したものでは無いと言つたやうにお仰いましたが、若かしてさる言葉を私が用ひたとしまば、之は誤りであります、乍併、私は斯の如き言辭を發して居りません、若かして慥かに發したとお仰るならば、速記録でも調べて戴きたい。

○勝田重直君 私の耳が聴聞達つてゐなかつたら、甚だ仕合せの至であります。

○議長（吉田房次郎君）

他に御意見御座いませんか。（無しと呼ぶ者あり）

○議長（吉田房次郎君）

小宮山君、反対では御座いませんか。

○小宮山繁君 反対では御座いません。

(12)

(11)

○議長（吉田房次郎君）

それでは採決致します、榎垣議員から提出された決議案に就て、お聽きの通り賛成の方は御起立願ひます。（起立者多數）

○議長（吉田房次郎君）

それでは次の日程に進入ります、日程第一は第二になりますから御訂正下さい、家屋買収の件に就て、只今から第一議會に進入しますが、提案者から一度御説明が御座います。

○理事（中島徳次君）

一寸御説明致します、此の家屋買収の件は、只今保溝課が設置されて居る、伏見街の喫當りであります、その右手の角に保溝課が出来て居ります、當初の豫定は、あれ丈のもので苦力も收容満員となつて、現在土木の方の苦力收容所の増設も爲さなければならぬと云ふ現状で、特に自動車も増しましたので甚だ差支へて居つて、尚あそを通り過ぎれば解りますが、随分あの前には葵屋桶などが其の備にして御座いました、之を此の儘にして置けば交通上面倒も起きませうし、又不体裁でもあります、之は済れ器用置場、苦力收容所の増設も爲さなければならぬと云ふ現状であります、丁度あの前に櫛寸會社が民團から借りて居ります土地に工場を作つて居りましたが、衛生上から云つても、あの製造工場は租界内にあつては面白く無いし、實は先月末で御立退きを願ひたい考であります、處が櫛寸會社の方では、其の要求をする前に舊露西亞租界の方にお移りになる考であります。

○議長（吉田房次郎君）

あれを取壇しならうと云ふ場合であります爲に、此の議案にもあります如く、之を民團で其の儘買收しやうと云ふ事になつたのであります、詳しいことは此の議案には書いて御座いませんが、此の家屋には電燈等も全部施して居つて、色々折衝を重ねて居りました處が、私の方から手後れで、其の時は已に宮島氏に譲られて居つたのであります、處が宮島君はそう云ふ事であるならば、自分は買つた儘の値で民團に譲つて上げやうと云ふことで、斯う云ふ話が経まつた次第であります、處で之を新規に建設しますと、三四千坪は要ると考へますが、櫛寸會社の方も此の建物には四千坪を要せられて居つて、建築して間もなく、耐久力もありますし、双方甚だ便利で先づ之では煉瓦の數から云つて、煉瓦代で買つたと云ふやうなことで、至極適當と認め假契約をした次第であります、どうぞ御協忤を願ひたい。

○遠山猛雄君 此の土地は民團のものですか。

○理事（中島徳次君） そうです。

○遠山猛雄君 そうしますと、低資土地で貸下して居るものですか。

○理事（中島徳次君） そうであります。

○遠山猛雄君 そうしますと、斯う云ふことは御座いませんか、低資土地を貸した場合は期限が區切られて、民團が必要とする場合は、何時でも返却せなければならぬと云ふことに抵觸致しませんか。

○理事（中島徳次君） 固よりそつと云ふことで貸して居りますから、此度買ひますものに就ては、先づ以て立退いて戴きたいと云ふ豫告を發して居つたのであります。

○遠山猛雄君 私も曾て行政委員であつた際に、低資土地を貸すことにして、契約通りに履行されるや否やと云ふことは考慮されて居つたと思ひます。而も其の際、或は此の低資土地に臨時に家屋を建築し、必要的場合は何時でも取扱つと云ふ契約を結んでも、結果は履行出来ないある

情質が結ばれると云ふ議論が多かつた場合に、少くも行政委員會の意見は、そう云ふことを考慮することなく、絶対無償に譲渡すると云ふ意向であったと思ひます、その方針は今行政委員會ではお改めになつたのですか。

(中島徳次君)

只今貸下して居る方針は、全く永久的の建築を許して居りません。御説の如く期限が来れば取上げられると云ふのであります。此の燐寸工場を貸下ましたのは、私の就任前でありますので、どう云ふ譯になつてゐたか知れませんが、其の契約を盾に取つて全く没収する者は持つて居りません。當時貸下ました折に、どう云ふ條件で貸したものかは、調べて見なければ解りませんが、假にそろ云ふ條件でありますならば、何とか文句を付けて専安く買ふと云ふ方法も講じましたでせうが、恐らくそう云ふ事は無かつたろうと思ひます。

(吉田房次郎君)

○遠山猛雄君 中島理事は就任前で御座いましたので御尤でありますから、其の點に就ては白井會長は御存じのことと信じます。同時に私の言ふやうな契約を爲さるならば、今後この辺によつて處分されるかどうか、御意見を伺ひたい。

(白井忠三君)

お答へ致しますと云ふことは許して居りませんが、結局貸下の契約通りで遣つて居つて、民團の都合上立退きを要求した燐寸會社の方では、其の取扱いを許す段階で宮島君に拂下げられたのであるが、之を毀すよりは、利用價值の多家屋であるから、民團で買はむちや無いかと云ふことで、議案になつたのであります。貸下方針が變つたとか、或は借受の方の便宜の爲にと云ふことは全然無く、借受けられた燐寸會社の方では、あれを取扱つと云ふことで賣られたのであります。又理事の説明にもありました貸下地に家屋の建築を許すか許さんかは、之に永久的建築を爲すと云ふことは許して居りませんが、其他は之を民團の要求によつて毀つゝ云ふ結果になつて居りまして、其の爲に取扱することを遠慮せざると云ふやうな支障が起ることはあります。

(中島徳次君)

○遠山猛雄君 祖の質問の要點は、そこでは無いのであります。請り低資土地買収の際は、買収と共に經營の相手を見つけやうと云ふ意向であつたとの御説明を當る人は、其の商賣を考慮して、或は經營上障害がある爲に民團が空地の開拓けて置き、或は便宜上臨時のものならば貸下てもよい、而して地上に建築を爲した場合に於ては、民團が必要の際は其の隙地を來さぬやうに、直に取扱つと云ふことであつたと思ひます。然し今後のやうに民團が個々必要であつたからと云ふのは、之は例外であります。後日民團が若しそう云ふ必要の起つた場合、地上の建築、造営物一切が必要で無い場合は、民團は其の償無償で取扱はせるお積りでありますか、それ共請負的して、地上物に對して何等かの補償を爲さるものですか、其の點お伺ひ致したいと思ひます。

(中島徳次君)

○遠山猛雄君 解りました、私は最後に、言附加へて質問を打切りたいと思ひます。低資買収土地

経営の方針は未解決で御座いますから、どうか後日の臺になり、決議の爲に障害を来さぬやうに御盡力を願ひます。(異議無しの聲起る)

○議長(吉田房次郎君)

それは次の議案に移ります、日程第二より御座いますのは、第三に變ります、其の次第三も第四に變ります。日程第三、昭和二年年度特別會計電氣歲入出追加豫算案、第四、昭和二年年度特別會計電氣歲入出豫算更正案、此の二を一括して議題に致したいと思ひます。(異議無しの聲起る)

それでは一括して之より兩案の第一讀會に選入ります。

○議長(吉田房次郎君)

日程 第三 昭和二年年度特別會計電氣歲入出追加豫算案

○議長(吉田房次郎君)

日程 第四 昭和二年年度特別會計電氣歲入出豫算更正案

○議長(吉田房次郎君)

度の支出科目に入れれば、少々長くなつてもよいと云ふことになるのであります。第二の案は、同じく發電機の据付工事を三菱の方にやつて貰ふので御座いましたが、一寸値段の方で折合はね場合ひよつとしたら民團で済らなければならぬかも知れませぬ爲に、其の工事費は豫め豫備費に入れて置きましたが、之丈明瞭なものを豫備費に入れるとは穩當で無いと思ひまして、之は公然と豫算面に計上すると云ふ事に致しました、どうか其の意味に於て御賛成を願ひたいと思ひます。

(吉田房次郎君)

只今の兩案に付て御質問が御座いますればどうぞ。

○小宮山繁君 只今御説明の一案の中、据付工事に就て、も少し仔細の御説明を御伺ひしたいと思ひますのは、只今御説明では、それはひよつとすると民團の方で済らなくてはならぬから、豫備費の方に入れて居つた、處か今度はそう云ふもので無いから項目を設けると云ふことです。何か故に民團が負担すべきか、若しくは三菱が負担すべきかと云ふことを書く必要は御座いませんが、其の次は豫備費を入れたと云ふことで御座いますか、本年度通常良会に提案されたものの中には、豫備費は経常部には二萬七千九百餘あります、臨時部には一文も御座いません、そうすると斯の如き臨時に必要とするものを、何か故に経常部に入れられたものですか、其の邊私には良く解りませんから、一應御説明願ひた。

(中島徳次君)

お答へ致します、第一の御質問は之は今年の民團にも申上ました、つまり發電機械の購入は無論三菱から致しますが、此の据付をする價額は改めて三菱との間に協定しやうと云ふ契約で、通常

日 程 第 五 不 動 產 取 得 條 例 改 正 の 件

民會に上程の豫算を編成する時には未だ愈請負ふか、或は價額の点から言つて民團が直營せんければならぬと云ふ方針無決定の際で、民團は「として技術をして其の見積をさせたものを豫備費に入れておまししたが、其の後三度から詳細なる計算が参ったのであります、處か價額の点から申しまして民團としては誠に不利益で、當時民團が一萬五千弔位の見積に對し、三度は七萬圓であつたのであります、それでは全々豫算にくるいを生じ、之が若し小額でありますれば、之も五年賦の中に這入れ得るのであります、餘りに價額の相違がありますればと云ふやうな懸念から、豫備費に入れて居たのであります、丁度其の豫算が不幸にして過中し、以來直營に決定したのであります、又新たに項目を設けましたのは、之が相當の金額でありますし、會計法上から言つても面白くありませんので、之を替へたのであります、それから第二の經常部に組むだ豫算が臨時部に移ると云ふことであります、臨時部の方は据付費でありますので、臨時部には豫備費を置きません、經常部の豫備費を取つて、臨時部に要する一部の經費を採つたのであります。

○小宮山繁君　只今の御説明でよく解りました、續いてお伺致したいと思ひますのは、發電機据付の見積は、三菱で七萬圓、三菱で一万五千弔であります、然るに民團では一万五千弔で出来ると云ふことで豫算が編成されて居りますが、三萬圓で工事が民團で一万五千弔で出来ると云ふ事は、素人には其の間の差額に大きいやうに思なれます、が、確實に一万五千弔で出来るものでありますか。

○相原俊夫君　私は民會議員の資格として、當局者でも無い私が御答辯申上ますのは、當當で無いかも知れませんが、御参考の爲に一書申上たと思ひます、七萬圓の見積りと一万五千弔、詰り約三倍半以上の差額に就ては、確かに前回の通常民會で報告も致し、又豫算審査委員会の時に申上たと思ひますが、此の機械は、蒸氣機關と發電機の製作所が各々別れて居つて、發電機の方は神戸、それから神戸、電機會社、又クーリンの方は神戸、造船所、機械は長崎造船所、電機の一部門は長崎電機會社、丁度此の機械に就ては都合四ヶ所で製作して居りますので、之を天津に送つて來て各其の機能を充分にさせたい爲に、出來得る丈の師を派遣しやう、又職工も派遣して其の据付に應ぜさせようと、云ふ立場から、相當の金額を出す豫定となつたのであります、又其の爲に技師や職工でも来ますれば、相當當とか乗船費、乘車費と云ふ風に、中々人の出張にも多額の金が係るのであります、一方民團が自覺する場合を考へて見ますと、乗船費、乗車費は固より技師の宿泊料と云ふやうなものは見込まんで済むのであります、之等の結果、其の差額は已むを得ないと信じて居ります、私から申上ますのは甚だ不穩當かも知れませんが、夫等の金目が大部分を占めるものと思つて居ります。

○小宮山繁君　解りました、それでは民團の直接技師に、果して据付が完全にされ得るかどうか一寸お伺ひ致したいと思ひます。

○技師（片岡由太郎君）

之の豫算があれば充分と信じます。

○議長（吉田房次郎君）
他に御質問御座いませんか。（發言者無し）

○議長（吉田房次郎君）
それでは本案は可決決定と致します。お次は日程第四、之は第五に變るもので、不動産取得税並廃改正の件、第一讀會に還ります。

(17)

(18)

○理事（中島徳次君）
御説明致します、本案は先の通常民會で御協賛を得まして、已に現行法規となつて居ります、已に通常民會で御協賛を得て居るものを、僅の間に同じ理事者側から改正案を出すことは、甚だ朝令暮改の嫌無いでもあります、丁度通常民會に色々の論議があり、吾々の豫想して居ない御質問もあつたのであります、當時之に就ては總て細則に規定すると申上て置きましたが、其の後此の細則案を作つて行政委員會に附議しました處、元來細則と申しますれば、其の手續等に就て規定するやうな、簡単でなければならぬものが、矢張り義務者に對する職權履行に觸れるやうな法律上の失態になるものが、其の中にあります、之は法律の体裁から申しましても、甚だ面白く無いと云ふことから、幸ひ民會もありまして、若し出来得れば此の案を更に修正して完備しやうと云ふことで、此の案を提出した次第であります、現行法規に比べて遼つて居ります點は、第二條に相続による権利取扱を除外しましたのは、之は變つて居りません、第二條第二項、公用又は公共の用に供し、若しくは供すべきものを定めたりと云ふことで、権利取扱と御座いますのは、民團が公用の爲に買つた場合に於ける権利取扱と云ふ事は、當然除外すべきで、尙進んでは公法團体でありますても、其の目的が公共の爲でありますれば、例えば精神病院とか何とか云ふものであります、が、之等も事實上除くべきものであると云ふことで二項を作つたのであります、第三、は變つて居りません、第四の同一不動産に就き担保権設定契約の期限其他のを變更し、債権額に増加なきもの、但第三條前段に據り再挙したる建物は同不動産と看做すと御座いますのは、之は通常民會でも質問がありました担保権の取得に税金を取るのはよいが、全然延滞される場合もよくある例であります。

りまして、單に延滞をする場合にまで、全く取扱税を取ることは不穩當では無いかと云ふことで期限の延滞のみならず期限を變更した場合にも除外例を設けました、但しそう云ふ率に對しては取るのであります、第三條に災厄に因り建物の滅失したる爲め、其の所有者滅失後二年内原地にて、再建築若しは改築したる建物の延坪數、原坪數を超過せる部分に就ては賦課せず、但再建築若しは改築したる建物の延坪數、原坪數を超過せる部分に就ては賦課せず御座いますのは、建物に對する取扱税を想像したのであります、一方民團が自覺する場合に對して取る事が決つて居り乍ら、之を細則に有するもの面白く御座いませんので、本則に締入されました、第四條も前の第二條を其の虚持つて參りました、第五條、之は前の不動産の種類及所在地と云ふのに、坪數を差加へました、又目的物件の時價、又は被担保権者は、不動産の時價又は被担保権額と變りました、又権利取扱者の住所氏名が當事者のと變り、権利取扱の原因及日附は全じであります、五に申告年月日を入れましたのは、土日以内にと云ふことを初めて書いて御座いますので、間違つて居りましたが、第六條の規定は前第四條であります、尙附則として本條例の施行以前の頃出には適用せぬことに致しました、之は建築の願出をする以上は、相當の豫算を立てゝ居るものと思ひます、特に其の意を考へ此の附則を設けました、更に申述べました次第で本條例を提出致しました、尙附則へて置きたいと思ひますのは、通常民會にも御質問が御座いましたが、担保に置くと云ひ乍らも、外國人は移轉を先にすると云ふことが習慣とされて居りますから、此の規定は當然なければならぬものでは無いかと云ふことになりました、然も、それは當然担保として見らるべきで、事實に於て担保権の設定ならば担保と

して取ることになつて居ります、一寸簡単に申上て置きます。

○議長（吉田房次郎君）

此の議案は相當御意見があると思ひますから、第一議會に質問を先にして戴きたい。

○富成一二君 只今中島さんから朝令暮改と云ふ言葉か御座いましたが、之は誠にそうで、私は之に就ては此の前の民會の時に相當意見述べたのであります、途中退席しましたので、後で修正案が出たと云ふことを承りましたから、所有物件の千分の十五、担保に對する千分の五を變更致したいと思ひます。

○議長（吉田房次郎君）

それは皆様の御質問が済むでからにして下さい。

○郡 茂行君 私は丁度通常民會に居りませなんだので、よく解りませんが、所有權の取得は、所謂賣買とか担保の設定を登記した時分に、債權者から取るものですか、尚續いてお尋ね致しますが、そろそると其の質權の取得をした場合に千分の五を取つて、所有權の移轉をした場合に又取ると、二重に涉る恐は御座いませんか。

○石川 通君 一寸附則の處でお尋ね致したいのですが、一番仕舞の本條例施行以前に建築頒出を

爲したる者には、本條例を適用せずと云ふ規則が御座いますが、之は豫算審査委員會の時にもお

話が御座いました通り、郵便局の前に六階建の家屋が出来て、それから大部の金が還入るからと

云ふことで、豫算を殖やしたやうに記憶して居りますが。

○理事（中島徳次君）

豫算審査委員會の時分には御説のやうでありますたが、多數の御意見を考へて斯う云ふことに致しました。

○石川 通君 之は豫算の方に差支を生じませぬか。

○理事（中島徳次君） 多少くひました。

○永安平吉君 今担保の時の御話が御座いましたが、担保流れとなつた時分はどうなりますか。

○理事（中島徳次君） 担保流れとなつて、債權者が其の所有權を獲得した場合は、重ねて取ることになります。

○永安平吉君 初めから名義を書換へて居るものが、何時担保流れとなつたか解りますか。

○理事（中島徳次君）

只今は買戻手約款であります。

○議長（吉田房次郎君）

他に御質問御座いませんか。（發言者無し）

○議長（吉田房次郎君）

御質問なければ御意見は御座いませんか。（發言者無し）

○議長（吉田房次郎君）

御意見も無いやうでありますから、第一議會に這入ります、之は速候審議に致しますか、全体を

一括しますか。（括と呼ぶ者あり）

○議長（吉田房次郎君）

それでは一括致します。

富成議員から修正動議を提出されてゐます、それは此の前の通常民會の時分に、千分の十五を千

分の五とすると云ふやうな、勧議を提出した處、それば少數で議場に採られませんでしたが、その後七、五と云ふ修正案が出たと云ふことを聞かれて、何れも半分にしたいと云ふ案で御座います。

○理事（中島徳次君）

一寸富成さんに申上ますが、修正案が出来たのは、新築に限りと云ふ事であります。

○富成一二君 そうですか、それでは私は茲に千分の十五を千分の七、五に、千分の五を全じく一、五に致したいと思ひます。

○議長（吉田房次郎君）

只今富成議員から千分の十五を千分の七、五に、千分の五を全じく一、五にしたいと云ふ修正動

議が御座いましたが、御賛成ですか、（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（吉田房次郎君）

成規の賛成者がありますから、之を議題と致します。

○富成一二君 一寸附加へますが、新築も七、五と云ふことに願ひます。

○遠藤盛彌君 今の改正の勧議は五名以上の賛成者が無ければなりませんが、ありましたか。

○議長（吉田房次郎君）

そうしますと、富成議員の修正動議に就ては、賛成者が五名以上なければならぬのですが、賛成の方は御立願ひます。（起立者六名）

○議長（吉田房次郎君）

成規の通り御座いますから、勧議は成立致して居ります。

○理事（中島徳次君）

今は目的物件の千分の七、五とし、債權額には二、五を賦課するのですね。

○富成一二君 そうです。

○議長（吉田房次郎君） 御意見ありせぬか。

○行政委員會長（白井忠三君）

私は原案維持者として、修正意見の富成議員に修正の理由を伺ひたいと思ひますが、此の前の通常民會では新築以外のものに對して、千分の十五を徵することは、之を一步一段から見ましてもよからうと云ふことでありますたが、此の際全部のものを半減すると云ふことに付ては、前民會當時より更に進んだ何かの行為がありりますか。

○富成一二君 前に面倒臭い理由は御座いませんが。

○議長（吉田房次郎君） 他に。

○佐藤政作君 此の附則を消しては如何ですか、修正動議として提出致したい。

○議長（吉田房次郎君） 佐藤議員の修正動議に御賛成ですか。（賛成者多數）

正規の賛成者が御座いますから、之を議題に致します。

○議長（吉田房次郎君）

それでは富成議員の動議によりまして、千分の十五を七、五に、千分の五を全じく一、五にする

と云ふ案に御賛成の方は御起立願ひます。（起立者少數）

○議長（吉田房次郎君）

只今議題と致しました、佐藤君の案に御賛成の方は御起立願ひます。（起立者六名）

(26)	<p>○議長（吉田房次郎君） 佐藤案は少數で否決致されました。 (此の間議事進行上に就て隨所に質問起り議場騒然)</p> <p>○議長（吉田房次郎君） 何分不慣れで御座いますから、も一回お許り致します。</p> <p>○古田治四郎君 どうも議長のお仰る言葉が徹底致しませんが、之を一休どう云ふ風にするかと云ふ事さへ、解らぬ人が多いやうですから、少し徹底的に御説明願ひます。</p> <p>○議長（吉田房次郎君） それでは私が不慣れの爲に、順序を誤つておましたか、先づ最初の修正動議に就て賛否を決したい富成案に御賛の方は御起立願ひます。（起立者少數）</p> <p>○議長（吉田房次郎君） 少數でありますから、成立致しません。</p> <p>○森川照太君 附則三項の削除の修正動議の採決をされる前に、どう云ふ理由で削除するかと云ふことを、明らかにされると一向解らぬと思ひます。</p> <p>○石川通君 一寸民間當局者にお尋ね致しますが、三項を削除することになれば、略どの位の減額になりますか。</p> <p>○理事（中島徳次君） お答へ致します、若し附則三項を削除して、條例の施行後に頒出たものに限り取ることになると先づ一寸見た處で一萬邦位の收入減であります。</p> <p>○遠山猛雄君 私も解らぬ處が御座いますが、昭和二年三月三十日発布の條例は今日まで有効でしたか。</p> <p>○理事（中島徳次君） 左様です。</p> <p>○遠山猛雄君 そうすると豫算に過不足を生ずることは御座いませんか。</p> <p>○理事（中島徳次君） 此の三項を適用せずと云ふことになりますれば、豫算に影響致しませぬ。</p> <p>○遠山猛雄君 引續き質問せるも聞取れず。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君） 御尤でありますか、本條例の構成は、取得権が完成しなければ行かぬので、其の前に條例が完成した場合、建築願を出してても其の完成前に取る譯には參りませぬので、自然其の間に開きが出来ます。</p> <p>（此の間白井令長、遠山議員對談的問答を繰返へす）</p> <p>（採決と呼ぶ者あり）</p> <p>○森川照太君 お伺ひ致しますが、新建築に對して前民會では取る精神で、今度は取らぬと云ふ理由を御説明願ひたい。</p> <p>○理事（中島徳次君） 通常民會に於て、新建築に對しては絶対に取らぬと云ふ賛成者が可成りありましたので、附則を組みました。</p>
------	---

(27)	<p>○議長（吉田房次郎君） 佐藤君にお伺ひ致しますが、取るのは第三項丈でありますか。</p> <p>○佐藤政作君 第三項を取りますれば義勇隊の豫算も出て来ると思ひます（取るべしと呼ぶ者あり）</p> <p>○平井久一君 前の通常民會で極つた精神によつて、之も民會議員一同が行政委員會の編んだものに對し、朝令暮改であると言はねやうに、削除されは如何ですか。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君） もう一應原案維持の説明を致したいと思ひますが、吾々は朝令暮改とか色々の非難を享けよりも、成るべく物の不修理を避けたいので、それは所謂自治の精神でありますか、成程金を取りたいと云ふ事は勝つてゐますが、一体法律を作る場合に法律は選らぬと云ふことが原則と思ひます、此の不動産案に於て、新築に對してのみは取らぬと云ふことは……、恰も法律が遡る如くで、家を建てると云ふことは其の家の得と云ふことであります、例へそれが僅かであります、此の不動産案に於て、新築に對してのみは取らぬと云ふことは、之は當然であります、然して之を本條例発布前に頒出たものに對しても取りますれば、無論當を欠きますし、吾々の所謂可成く出したのであります、どうぞ御意見を拘束するのでは御座いませんが、無理はしないと云ふことに御考慮を願つて、本案に御賛成願ひたいと思ひます。</p> <p>○森川照太君 此の前、此の條例を出された時、條例の道理を指摘されましたが、その時に此の條例を急ぐ理由として、新建築がある場合、取扱ふと云ふことであつたと記憶して居ります、然るに今度は、それは悪かつたから直すと云ふ事は、餘り度々では無からうかと思ひます、行政委員會は先づ本條例を民會に出す前に、も少し考慮されて御提案あらん事を希望して置きます、それで法律は過ることはよく無いと云ふことは、之は當然であります、施行前に頒出た者から徵收することは、法律に遡つてゐるから、今度は取らんと云ふやうに改めると云ふと、行政委員並に理事者等に、横しまな邪推があつたと見られても困りますから、之を削除されることに賛成致します。</p> <p>○永安平吉君 今の原案提出者の説明では、本條例施行以前に頒出のものに對しては、取らぬと云ふことですが、若し強いて原案を維持されるならば、之を發布以前に建築を落成するものは、どちられでは如何かと思ひます。</p> <p>○平井久一君 一寸お伺ひ致しますが、前民會で通過した條例が發布されて、五月十九日に此の議案の配布されるまでに、建築願はどの位ありましたか。</p> <p>○理事（中島徳次君） 建築願としてはまあ二十位であります。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君） 建築願と云ふものは、圖面から何から備はらぬと、建築願は出来ません、從つて此の條例で頒出を考へられるに云ふことは御座いません。</p> <p>○平井久一君 この前の條例の發布された時に於て、資産階級の方々は、新建築に取りかゝつて居らぬでも、此種の取得税を取られると云ふことは已に御存じの事でありますから、全然取ることに懼めては如何ですか。</p>
------	--

(30) ○勝田重直君 私は先程の富成君の修正案に賛成はしましたが、否決されて見ますれば原案の主意に賛成するものであります、と云ふのは只今白井命長からも御説明あつた如く、事實上改正した方がよいと思ひます、之に就て若しそう云ふ例を作つて置きますれば、色々困却するだらうと思ひますから原案に賛成致します。

○議長（吉田房次郎君）

如何でせう、修正案に就て賛否を決したいと思ひます。（賛成の聲起る）

それでは佐藤さんの動議は、本條の附則三項を削除しやうと云ふのですが、同意の方はどうぞ御起立願ひます。（起立者十八名）

佐藤さんの動議には十八名の賛成者が御座いますが、少數ですか否決致されました。

○永安平吉君 前の條例を發布された以後の願出は取られましたか。

○理事（中島徳次君）

現行法の規定で無論取りますが、竣工したものでなければならぬのであります。

○永安平吉君 そうすると前の條例は、何等効力が無かつたのですか。

○理事（中島徳次君） 効力はありますけれども、機會が到達しなかつたのであります。

○議長（吉田房次郎君）

御意見ありませんか。（發言者無し）

そうすると本案は讀會省略可決確定にお願致したいと思ひます。（賛成の聲起る）

それでは可決確定と致します。（拍手起る）

(30) ○郡 茂行君 大分時間が長くなつてゐますが、食事にしては如何ですか。（進行々々と呼ぶ者あり）

○議長（吉田房次郎君） それでは時間が已に七時十分となつてゐますし、食事の用意もして御座いますから、之にて暫時休憩致します。（七時十五分）

八時 再開

○議長（吉田房次郎君） それではこれから再開致します、議事日程の第六であります、天津日本義勇隊規則案、之を議題に致します。

○行政委員長（白井忠三君） 登壇

此の議案の内容の説明は後から致しますが、義勇隊を設置するに云ふことに行政委員會が決定した理由を第一に申上ます、御承知の如く現に民團には義勇隊が無い譯ではありません、一年の冬、天津の附近が戰場になりました、居留民の生命財産が非常に危険に迫つた際、當地駐屯軍の兵力は極めて少ないので、軍當局並に總領事館に於て、義勇隊組織を懇意された結果、直に不完全ながら義勇隊を作つたのであります、其の民團法の根據は、義勇隊設置は行政委員會への委任事項で御勇います爲に、直に實行規程を設け、隊員を召集致しました、それは丁度十二月で、諸君の最も其の各々の務に忙しい時でした、が、約三週間に涉つて義勇隊員諸君は、其の任務に服され、多大の貢献を租界警備の上に盡したのであります、當時引續き義勇隊を恒久的のものにすべきや否やと云ふ事に就ては、色々研究されました、遂に結論を得ました、昨年の民會に至つたのであります、當時の豫算にも計上してあります如く、之を恒久的のものにすべきや、若くは

(31) 必要の場合は其の都度召集するや否やに、研究を重ねて改めて次年度に提案すると云ふ約束で、當時僅の經常費が計上されたのであります、之に就ては本年三月の民會でも尙其の邊の結論を得ず再び懸案の形に於て、豫算には僅の義勇隊費を入れて、今日に至つた譯であります、爾來行政委員會は色々研究をしてしまして、遂に提案しましたものは一時的のもので無く、恒久的に天津民團に設置すると云ふ原則の下に、作られたものであります、其の理由は諸君も御承知の如く、民間色を議論のあることでありまして、可とし否とし、何れの方面にも御研究があるのであります。

要するに現在の天津の状態は、前々年來に比べて更に陥落であると云ふことは、充分御承知のことを思ひます、即ち此の陥落なる時局に當面して、我義勇隊を必要とする理由は一定して居ります、之は當面の支那の時局に鑑みて、義勇隊を必要とする云ふ一半の理由であります、他の一半は義勇隊は必ずしも戦とか警備の手薄許りで無く、其の他の意味、一口に申しますと社會教育と云ふ點から見て、斯う云ふ風な意味からも、義勇隊の必要を感じる所以であります。之は時局の如何に拘らず、主張するものであります、此の二の事から考へて義勇隊の恒久的設置を可決致しましたのであります、先づ當面の情勢から申しましても、從來の時局陥落の時には何時も敗兵から掠奪をされる事では無からうか、或は勝ちて各租界を荒さんとも限らぬと云ふことに備へた戦争態勢で無くして勞働争議の形に於て、社會の秩序を保つことが、今回はありませんかと思ひます、斯う云ふ狀態から我駐屯軍でも若干の兵員増加を爲され、警備の方は手續をされ居りますが、本來北京から山海關に至る間の鐵道の守備、又北京公使館の守備、天津に於ける官廳守護と云ふやうな任務を持つて居られる駐屯軍としては、恐らく此の天津居留民の生命財産の目的は、居留民の保護が主で無く、北京、山海關間の交通を安全にする爲の目的であつて、居留民の保護は從つて起る從の問題であると云ふことから申しましても、居留民が保護されることは、堂々表面から頗へないのであります、然し無論適當の處置をすることは疑ひ無いのであります

が、如斯き情態に於ては、朝事が起れば、或は間に合はぬと云ふ事が起り勝ちであると云ふ事が考むべき事態であります、特に今回の如く或は間に合はぬと云ふ事を考むべき事態ではあります、たゞへば警備に當つて居る警察の日本警官は僅なもので、之を補けるに二百六十餘人との事態に於ては、萬一之等の巡捕諸君に、新しい運動が加へられ、ば誠に恐るべき事態が発生すると思ひます、其の際に兵力を持つて警備に就かせることも考へられます、元來御承知の如く隊伍を組んだ隊形で、殊に日本から來た許りで、東も内も解らぬと云ふ軍人諸君に、巡捕の脅威と云ふ事を顧ふのは誠に困るのであります、萬々一そろ云ふ状態になれば、此の組織されるべき義勇隊が直に對つて、警備に就くと云ふ事を考へて今度の義勇隊の編成は計畫されて居るのであります、當面の時局に對して、義勇隊を必要とする大体の理由は、今申ました通りで、然らば今度限り召集して、又無事になつたら、其の儘解散の形にして置いて置かれと云ふ議論もありますが、前回の義勇隊は多大の貢獻はされて居りますが全くの一夜作りの集團で、之を嚴正なる目から見れば、殆んど役に立つて居らぬのであります。

(34) (33)

軍隊の手援けはしましたけれども、之を他の租界の義勇隊に比べれば、お話しにならぬのであります。一面支那の時局は蒸一、二年で安定を見るやうには考へられませず、尚何から續き、騒動が起ると云ふことを考へますれば、此際恒久的能率の上るものにして置く必要があると云ふことで、恒久的に設置したいと云ふことになつたのであります。今一つの、時局の如何に不拘、設置の要があると云ふことは、實は此の臨時民會前に、今ルし世界に於ける義勇隊發達の動機、歴史沿革を研究して、御参考に申上ないと思ひましたのですが、圖書館にも何等そら云ふやうなものがないので、私自身も十二分の意見は申れませんが、私が自分の考と偶々合つた、今の總理大臣田中義一、大將が、少將の時に書かれた青年義勇團と云ふ本が、御座いましたが、夫れに説いて居る事が、設置論者の一人として考へて居つた事に一致して居つたのであります。あの説を各處に高唱された結果が、義勇隊發達の原因とも思はれます、又後藤新蔵氏の設置された少年義勇團も、あれが種と思ひますが、要するに理由は、田中さんは軍國主義であります。其の中に國民が出来る丈付立憲的になり、社會的になつて行くには、各自が社會に對して奉仕する、其の中に軍隊の訓練、詩り練卒、順從の觀念と云ふものを養成させねば、どうしても青年團が必要である、國家の整備を軍隊に委すことは考るもので、平常國家の安寧を維持することは自治の精神から考へて、各人が自ら守ると云ふ意味で、常に青年を團結せしむる精神の下に、社會奉仕をさせることを命令せんければならぬと云ふことであります。天津にも御承知の通り青年會もありまし、今日義勇隊が統一ある訓練を行ひ、おたがひの精神統一を加へれば、一時のもので無く社會的効果の上るものと思ひます、之に就きましては必ずしも義勇隊で無くとも、兵隊を増せばよいでは無いかと云ふもありませうが、それは適當な不安を除ひないと云ふのはよろしくでせうが、然しあるからと云つて、義勇隊の必要が無くと云ふことはなりませんので、義勇隊は今云ふやうな當面の必要もありますし、又居留民の社會教育と云ふことを向上させる上から、設置する必要があり、設置するからには之を恒久的のものにして、能率の上ものにしたいと思ひます、蒸に出しましたのは、此の精神の下に編成されて居りますから直に之を實施するには費用もかかりますが、之を完成させる順序年月は自ら財政の關係がありますから、豫算の時に説明致しますが、然し目的は完成せしむると云ふことで、進みたいと云ふやうな譯であります。規則の説明は省略して置きます。

○勝田重直君 第四條に本隊員の武器、器具、被服は民間より貸與すとあります。が、公共團体自身の武器の處置は許されぬやうに思ひます。従つて武器其のものを貸與すると云ふ條文に就て、若し茲に法律上許された根據があれば伺ひ致したい。

○理事（中島徳次君）

只今御質問の民團より武器其他を貸與すと云ふ意味は、無論民團が武器を持つて居る譯では無いのですか、それは立法上面倒だと云ふ御議論でありますれば御修正願ひたい。

○遠山猛雄君 只今會長の本案の説明をお聞きして、提出者の意見は了解を得ました、然も其の中でもよく提案者の意思を了解すべくして、最も意思が解らぬと思ひますのは、先刻會長の説明された提案理由の中に之を恒久的に設置した理由として、一に當地に於ける内亂より影響する、恐なる環境と云ふことを第一に舉げられて、第二に夫許りが理由ぢやなく、主として強い理由は、之を社會的のものにすることでありましたが、第二の理由は私には解りません、第二條に「本隊ハ天災又ハ事變ニ際シ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ、居留民ノ生命財産ヲ保護スルヲ

(36) (35)

目的トシ居留民團之ヲ組織ス」と明に範囲を限られた目的が、茲に指摘してあるので、之が果して社會教育をせしむる理由が解りません、若し夫れ社會のものならば、私は甚だ見當違ひと考へます、従つて斯う云ふ意味に於て強き根據を持つて、恒久的必要とすると云ふならば私は本案に不賛成であります、就きましては今御説明の社會的教育の意味をお伺致したい、どう云ふ方法で社會教育を爲さるかと云ふお考を。

○行政委員會長（白井忠三君）

御質問の點に就て細かに議論を聽はす事は、徒らに長くなりますが、社會教育と云ふ事は、廣い意味から申せば、我々が義勇奉公すると云ふ事は、已に社會教育の一端と思ふ、即ち事變、天災に際し、居留地の安寧秩序を維持し、居留民の生命財産を保護するを目的として、義勇隊の隊員となり、そして義勇隊の能力を發揮するやうに努力と云ふ事は、社會教育の目的を達するものであると云ふであります。

○森川照太君 行政委員は、日本義勇隊と云ふもので社會教育が出来るやうに、眞面目に期待され居りますかどうか、それから一昨年義勇隊を召集された時は、義勇隊の組織を勧められたと云ふやうな意味で、當時の社會教育と云ふ意味合の事を申されましたが、そう云ふ事實が御座いましたか。

○行政委員會長（白井忠三君）

お答へ致します、私は眞面目に天津の居留民の中に社會教育を施したい、それから一昨年組織された義勇隊は、駐屯軍並に總領事館から、是非共志望者を募りて組織して貰ひたい、と云ふお話をありまして組織したのであります、本年の編成も又軍並に總領事館の双方から、出来るだけ完全にした方がよいと云ふ御勧告の下に進めて居ります。

○遠山猛雄君 どうも社會教育と云ふ事は取消した方がよくは無いかと思ひます、私は茲に安寧秩序を維持すると明さまに書いて御座いますのでから、茲に社會教育と云ふ前回の目的を置きませんれば、將來之はブチ殺しになるかも知れません。若しそう云ふ意味が、之を恒久的にする根本の理由でありますれば、私は本室に反対致します、お取消にあつては如何ですか。

○小宮山繁君 只今白井會長の御説明を得ましたが、遠山氏、森川氏の御質問は一面の理論はあります。が、天津の義勇隊を設置すると云ふ目的の爲に、説明に社會教育と云ふ問題に就て研究したが、と云ふことを言はれたのだろうと思ひますので、何も取消す必要は私は認めません、只今も遠山氏は、之は將來ブチ殺しになるかも知れないとお仰やつたが、決して組織されたものがブチ殺しになるから、それを取消せ、又そろ云ふ目的がそこにあるのかと云ふ事は無いと思ひます、仍て私は遠山氏にお伺ひ致しますが、一体ブチ殺しになればどの邊でブチ殺しになるか。

○遠山猛雄君 静かに記憶して思はれますが……。（對談となる）

○水安平吉君 私は日本義勇隊の必要なる事に就て、参考として考へたいのは、先に少年義勇團が組織され、當事者は必要を感じられて、それまで補助をされて居りましたが、之も今は殆んどなくなつたやうに思はれます、之はどう云ふ理由でありますか、それから期の如き堂々たる規則を作つて、服装も綺麗にしやう、として統一を圖ろうと云ふ事でありますか、之は繼續の可能性が御座いますがどうか、責任者のお答へを伺いたい。

○山田謙君 先程義勇隊の施設に就て、會長より恒久的と云ふ御言葉が御座いましたが、此の前

の奉直戦後に於て、どう云ふ理由で之を恒久的にする必要を感じられたかと云ふ事を、少し詳しく述べて、それから義勇隊の方針は別れにしても私が考へますのに、日本國民は誰もが義勇隊員であると思ひます、尙日本には、在來在郷軍人會がありますのに、何が故にそう云ふものを利用されると思ひます、尚日本には、在來在郷軍人會がありますのに、何が故にそう云ふ물을利用されると思ひます、尚日本には、在來在郷軍人會がありますのに、何が故にそう云ふFindObject

(37)

(38)

○永安平吉君 私の質問の仕方が悪かったか知れませんが、民團自身としては之を造つた以上は、之を結束させたいと云ふ事は私は承知して居ります。然しながら隊員其のものの訓練とか、勵員が何時も怠らぬやうに爲され得ますか、私は之は今少し研究された上で、豫算を出された方がよからうと思ひます、序に申上ますが、何も帽子を被らなければ、訓練が出来無いと云ふ事は無く、斯う云ふ提案をされたと云ふことを感心者であります、青年會と擧げて答へますれば、天津の如き猶猶大の處には、斯云ふものが多過ぎる位と思ひます、吾々が考へる處では、總ての者が相協けて、完全なる目的を達したい爲、又新なる二の團体を一にしたいと云ふ事は日頃努力されて居る處と思ふ、そし云ふ數が殖へる爲に、僅か茲六間間位の間に、斯の種のものが設立され、毀されたものゝ數は殆んど何ぼうあるか解らんと思ひます、も少し行政委員と云ふ事に對して、吾々の必要欠くべからざるもの、協定された目的に向つて、勵行されん事を希望致します、此の義勇隊の組織に就ても一應反対者が顕ひたい。

○永安平吉君 議事進行に就て一言申上たいと思ひます、今は御質問致しましたが、まだその答辩をされぬ中に、山川君は異つた質問をされたやうですが、之は理事者側の答辩を終つた後に願いたい。

○行政委員會長（白井忠三君） 詳りは御質問下さいか否やと云ふ御質問ですが、私は永續性があると思ひます、若し頗ひたい。

○永安平吉君 議事進行に就て一言申上たいと思ひます、今は御質問致しましたが、必要が無くなつたのでは御座いません。一應反対者が顕ひたい。

○行政委員會長（白井忠三君） 詳りは御質問下さいか否やと云ふ御質問ですが、私は永續性があると思ひます、若し頗ひたい。

○行政委員（田村俊次郎君） 永安議員の質問は、訓練が續くか否やと云ふ御質問ですが、私は永續性があると思ひます、若し強いて無いとお仰るなれば、此方から其の御説をお聞きしたい。

（此間永安議員、田村俊次郎君）

○行政委員（田村俊次郎君） 永安議員に申上ますが、名々にお話をして爲さらぬやうに願ひます。

○行政委員（吉田房次郎君） もう討論に移つて居りますか。

○行政委員（吉田房次郎君） もう討論に移つて居りますか。

○行政委員（田村俊次郎君） は、此の義勇隊員を募集するときに、隊員には訓練をする事と云ふ意味が含まれて居るので、應募された方はそれを充分承知されて居る筈で、若し訓練をせなければならぬと云ふ場合、訓練を受くべきであると思ひます、それも繼續するや否やと云ふ事は、抽象されたお考で、それによつて計畫や編成を左右することになると、殆んど性があるかと云ふことを具体的に。

○行政委員（田村俊次郎君） 實行出来ない結果に陥ると思ひます。

○行政委員（吉田房次郎君） 私の申した繼續性と云ふのは訓練です、訓練に對して出て来るだらうと信じたのであります。

○遠山猛雄君 田村委員にお同ひ致しますが、此方の説明によると繼續性があると信ずると云ふ事は、眞に絶対的でありや否や、若しありとせば、どう云ふ意味に於て永續性があるかと云ふことを具体的に。

○行政委員（吉田房次郎君） は、その點に明白なる御質問であります。無論義勇隊は玩具に捧へやうとする考であります。但し義勇隊は玩具で御座います。お手本としての例としては、兵庫兵團が、兵庫兵團の代用品と考へますれば、それ許りに止まらぬのであります。斯の如き現状を見ます時天津支が發達せん譯は無いと考へます。

○森川照太君 私は會長にお伺ひ致したいと考へますのは、此の規則を見ましても、天津日本義勇隊の説明が充分解らぬと云ふのは、第二條が御座いますので、目的は解つて居りますが、整備と云ふ言葉は一向意味が解りません、之は前回の會長の説明にも無かつたやうに思ひます、併て私はお同ひ致したいと思ひますが、會長が先刻義勇隊を組織する理由の一として説明された中に、便衣隊のやうなものが飛出す恐があり、前には便衣隊に備へたが、最近には便衣隊の活動が起り、難が伴ひましても、是非此の目的を長く續くやうに致したいことを、固く誓つて置くのであります。

支那人なるが故に萬一巡捕等は依頼出来ぬと思ふ、と云ふことでありましたが、所謂兵隊の代用品たる隊員が、巡捕の身替りとする必要があるのに、どう云ふ風にして其の目的を定められるものか、救護とか警備と云ふ任務の本質は解て居ませんか。

○行政委員（田村俊次君）

私は便宜お答へ致しますが、警備班と云ふ任務は、場合には警察の事もやらなければならぬし又鐵砲を持たなければならぬ事もあるのであります、そう云ふ任務を持つて行くものが警備班の任務であるので、大体そろ云ふ任務であると云ふ事は、今會長から話された通り、租界警備は駐屯軍現役が支那街に第一の全力を注ぐのが本性である、そして淺井が襲つて来た時に、之等を租界に入れぬと云ふ事を主眼にして、最も租界が危険に陥つた時、之を義勇隊によつて追拂ふ、又は射殺すると云ふ任務が起つて來るのであります。

○森川照太君 私は任務は承知してゐますが、大体何も彼も皆義勇隊による事は如何かと考へられます、場合には巡査の皆もせなればならぬ、或は鐵砲も持たなければならぬと云ふ事ですが其の訓練が果して出来得るかどうか、私は主たる任務としては例へ巡査の仕事を義勇隊にやらせるとなつてはいけない事で、それに限つて仕舞つた訓練をやらせてはどうか、第一義勇隊に於て、それは駐屯軍にて、之は警察の任務をすると思つてはいけない事で、議論は後にもよろしいが、そう云ふ意味から考へますれば、それは駐屯軍にて、之は警察の任務をすると思つてはいけない事で、議論は後にもよろしいが、そう云ふお考は御座いませんか、或は警備をすると云ふ事に限つて仕舞つたがよからうと信じますが、そう云ふお考は御座いませんか、何となれば先年香港などでボイコットの起つた際、特務警察官と云ふものが作られて非常に役に立つたやうに承知して居りますが、寧ろ此の日本義勇隊も、只懲が深い許のもので範圍も限られ、目的も明になると思ひますから、之を限定されでは如何ですか。

○行政委員（白井忠三君）

何の爲に特に警察任務史に限られますが、私の方からお尋ね致した、と思ひますが、森川君の言はれる巡査の訓練よりは、兵隊の訓練をさせた方が萬一の場合にも役に立つて居るのであります、今の現役兵を持つて来ましても、此の方面は決して役に立つものではないのであります、軍事訓練は隊は、多少兵式訓練を遺つて居れば、非常に都合がよろしいと思ふのであります、軍事訓練は決して射撃が上手になる爲に遺るのではないであります、義勇的の仕事がうまく行くと云ふ事で軍事訓練をすることになつて居るのでありますから、矢張り各國並に軍事的に訓練された義勇隊の必要を認めるであります。

○森川照太君 私は根本的に會長と意見を異にしてゐます、英國其他が義勇隊を作つて、軍事教練をしてゐますのは、萬一の場合本國から直に兵隊を持つて来られると思ひます、乍併日本人はそうで無く、全く事情を異にし、二十四時間以内には駆逐艦も來るのでありますから強いて各國の眞似をする必要が無い。

○行政委員（白井忠三君）

（此間柏垣議員山川議員質問せるも徹底せず）

○森川照太君の質問にお答えしますが、誠に御尤な心配であります、義勇隊が鐵砲を掣つ、撃たぬは駐屯軍司令官から命令が出るのであります、その時は居留民は戦を宣明された事になりますが、それは其の時々のもので、監督官主導者の觀測が誤れば居留民は困るが、其の心配を持つて

（42）

（41）

來て、鐵砲を持たせぬ方がよからうと云ふ事は當らぬと思ふ、それから山川君御質問の成る可く天津に於ける團体を減じたいと云ふ事は同感ですか、在埠軍人會と云ふものの組織をアチ脱して之を一般的に自由自在にすることは、日本國家の天津に於ける團体であるから出來ませぬ。

○柏垣恭興君 只今日井會長の御回答が御座いましたが、肝質なる事を聞き洩して居ります、詰り

義勇隊なるものは、戰闘團体なるものか否か、御説明をお聞きしたいと思ひます、若しお認めに、なれば、そら云ふものは目に立たぬもので、其の目的を達しては如何かと思ひます。

○理事（中島徳次君）

只今の御質問には、國際上から見て義勇隊を戰闘員と見られるかどうかと云ふ様に聞きましたが戰争に参加すれば戰闘員と見られても差支無いと思ひます。

○柏垣恭興君 そうしますと、一面から申すと正規の兵隊と同等と認められますか、其の場合は義勇隊其のものより、自治體そのものが戰闘行為者と看られはせぬかと思ひます。

○行政委員（田村俊次君）

義勇隊は戰闘團体では無いのであります、隊員が鐵砲を持つやうな事は、萬々無いのであります、それは駐屯軍がある以上、此方は心配無い譯であります、然らば何の爲武器を持つかと言へば向ふの奴が來て發砲すれば、自衛上やらないければなりませんが、之は戰闘では無いのであります。

○柏垣恭興君 私は甚だくどいやうであります、只今中島理事のお仰る説明と、田村委員の説明は、一方は戰闘團体と認められ、一方は戰闘團体と認められぬやうに、其の間に開きがあるやうに思はれます。

○理事（中島徳次君）

お答へ致します、私の申す處は、若し戰闘に參加した場合は、見られても仕方が無いと申しますので、平常は先づ後方勤務を主とするのであります。

○勝田重直君 只今の中島理事の説明に對しまして、私は戰時國際公法に置きます通説は、武器を携帶する外國人は、敵國軍隊から見れば、戰闘員と見られると思ひます。

○柏垣恭興君 仍て一言申上たい。詰りそら云ふ團体である以上は、私は却つて斯う云ふものを作つた爲に、吾々は一面に於て不安を感じなければならぬと思ふ。

○議長（吉田房次郎君）

どうです、もう二讀會に移しては如何です、一讀會に入つてから已に一時間半も經過してゐますか。

○遠藤盛彌君 議長の意見は一讀會に道入つて一時間半になるとお仰りますが、それよりも少し議場の御整理を爲されては如何です、個々まち／＼に議論が出て、先刻來各議員の要求された質問に對し、お答辯の無いものもあります。

（此間議事進行の爲議場騒然）

○遠藤盛彌君 大分議論が御座いますか、之を二讀會に移す事に就て、一二の方の御議論もあるやうです、然し之は已に豫算の一干歩を通過した上に、之を更に行政委員會の手許で審議したのでありますから、之を二讀會に移す位は差支無かろうと思ひますが、之を全般廢案にすると云ふ事は考ふべき問題であつらうと思ふ。仍て私も一寸御質問致したいと思ひますが、此の十五條は印刷の間違ひはありませんか。

（此間田村委員、遠藤議員對談的に問答）

（44）

（43）

<p>(46) ○佐々木敏丸君 一寸お尋ね致しますが、此の前募集された人員と、それから第十條によつて見ますと、隊員は略四百名か五百名になりますが、不足の場合は委員會で完全な義勇隊が編成される御確心が御座いますか。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君）</p> <p>此の前の應募者は四百二十名許りであります、それから第十條は、以内と御座いますから、實際警備班は九十餘名が中隊になります、そろ云ふ具合で現在の應募者では、略豫定の定員に達して居りますが、若し實際に遭つて見て、志願しても一向出来ない方もありますから、七八十人位になるか解りませんが、行政委員會としては可成く努力して効果を擧げたい。</p> <p>○井野口貞太郎君 警備班は十八才以上と御座いますが、年長者に對する歳限は御座いませんか。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君）</p> <p>全隊の隊員としては持つて居りませんが、警備班の方には四十才未滿と御座います。</p> <p>○佐藤政作君 行政委員の方は應募せぬとお仰やいましたけれど、外國人は自ら進んで應募されるそうですが、どんなものでせう、參加し得るやうにした方がよろしいと思ひます。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君）</p> <p>私はそうで無いと思ひますが、義勇隊の活動を、常設的に聞いて居ますと、一々行政委員側は色々な事を極めて行かなればならぬと思ひます。</p> <p>○佐藤政作君 そう云ふ時は行政委員の職務としてやらなければ、よからうと思ひます。</p> <p>○天野仙次郎君 私は一言お尋ね致したいと思ひますのは、昔々は天津に於て義勇消防隊を持て、數十年來の中、此の警備に五六回着いたのであります、斯の如きものが必要ならば、何故義勇隊は専ら尙船興班は署衙全体で之に當られてもよからうと思ひます。</p> <p>（此間議事進行に就て種々論議あり）</p>	<p>（45） ○佐々木敏丸君 先程から皆様の御説を拜聴致しましたが、私は少くとも民會議員であると同時に、在郷軍人でありますから、在郷軍人が實際意見を述べる事は何ですか、今否決しやうと爲さる方もあると云ふ時もあリまして、夫々理由は御座いますが、私としては此の天津日本義勇隊則を通常民會後、臨時民會に附議した根本精神に立返れば、吾々天津の在留民及一般居留民が非常な事發の際、軍隊の名を借りる事は、周囲の事情から遠慮せねばならぬと云ふ事を考慮した結果、提案になつたもので、之に就て色々反対論もありますが、兎に角義勇隊を組織すると云ふ大勢に向つた事は事實であります、此の事實の前に云ふ事ながら、之は必ず危險を感ずるものであろうと考へる、若し夫れストライキと云ふ事ならば、之は對抗する必要は無くとも、臨時に編成し得ると思ひます、それから東京の自衛團と云ふのは、都合のよい例で御座います、當地に於きましても、此の前の義勇隊の如きは臨時に召集したもので、之は各國に比較しては爲つて居らぬと云ふ風に、會長が説明された事は遺憾に堪へぬ、あの當時召集されたものは、義勇隊としては相當効果を擧げてゐると私は信じます、當時私は歩哨の配置してある方面に毎日行つて見ましたが、最も猛の感じた事は、通譯班が非常に役に立つて居つたと信じました、それがどれ丈の便宜を與へたかと云ふ事は、實に任務を達成したのみならず、必ず義勇隊の効果が無かつたとは認めて居りません、従つて日本人の素質としては、臨時に必要な程度のものであるならば、必ず恒久的に置かずとも、相當の効果を納めるものと思ひます、も一つある際の経験で御存じの如く、其の組織等も中々難問題で、殊に此の組織の下に隊長を置き、隊長が訓練をして、其の命令に服從させる事は必ず重大と考へられます。</p>
--	---

<p>（48） ○遠山猛雄君 御尤でありますか、私は時間がありますかが、時間も御座いませんから簡単に申上ます、第一主なる理由として擧げられた社會教育の理由は不賛成、それから租界有事の便利な殖民地で、八時間以内には駆逐艦も来るし、駐屯軍並に派遣隊も来て居り、在郷軍人分會の方へ頗る邦人の危急の時は、警備に看かれるものと思ひますし、又此の義勇隊の救護班なるものはお醫者さんも居られるので、其の方々に頼ひ、それから通譯班が要る時は、茲に通譯屋も十数年来の中、此の警備に五六回着いたのであります、斯の如きものが必要ならば、何故義勇隊は専ら尙船興班は署衙全体で之に當られてもよからうと思ひます。</p> <p>（此間議事進行に就て種々論議あり）</p>	<p>（47） ○永安平吉君 私は本規則の擧らぬのは、質問が澤山あつたに不拘、質問する丈の御説明が無い爲めであろうと信じます、仍て質問致したいと思ひます義勇隊の規則は、警備と云ふ事が主となつて居りますが、それは人數の上から言つて、警備理第一線に立つやうな危険な場合になつた時、派遣隊以上にどれ丈の權威が加はりますか、又天津はイザと云ふ場合、満洲の警備隊も呼ばれやうと思ひますし、之を常備的のもので無く、遠山議員の言はれる臨時のものにしては如何かと思ひます、然し之を否決する事は行政委員側の面子もありますから、そう云ふ事にお願ひ致したい。</p> <p>○行政委員會長（白井忠三君）</p> <p>吾々は面子はどうとも思つて居りませぬ、堂々たる理由で首肯し得られるなら原案の撤回をする事もよからうが、一向皆様の御説論が徹底しないのでは無からうかと考へます、詰り御説論の中でも、義勇隊をもつとよいものにたい、又は訓練も十個の處は三偏にしてよいでは無いかと云ふ御説論ならばよろしいが、一昨年のものは「方かよい」、然し恒久的にする必要は無いと云ふのは一向御説論の要点が不徹底では無からうかと思ひます。</p>
---	--

す、又あの當時の役割に對して、不平のあつたことは御存じの通りで、此點に置きまして、組織の上に困難があると云ふ事を心配致します、私は本來の精神に反対する者ではありませんが、之を臨時のものにされて、組織を不斷に準備されて置きたいと思ひます。

○行政委員會長（白井忠三君）

何邊も経過しますが、ストライキと云ふ事は、先回上海工部局の巡捕を煽動された例が御座いますが、若し巡捕のストライキをされた場合は、非常に困ると思ひますし、巡捕がストライキを起せば延いては職工までストライキを起すことになるのです、最近歐羅巴でもボランティヤーが出来て、義勇隊が非常に役に立つて居るあります、之を恒久的に設置する必要は無く又それは六ヶ敷い事だから、やらずに置かうと云ふ結論、それから一年五十時間宛しか訓練し無いことは困難だから止めたがよからうと云ふ事がありますが……。（後脱）

○森川照太君（吉田重直君）

討論も盡きたやうであります。

○副議長（勝田重直君）

困難だから止めたがよからうと云ふ事であります。

○副議長（勝田重直君）

之より第二讀會に入ります。

○遠山猛雄君（吉田重直君）

私は修正動議を提出致いたいと思ひますが、此案を此處にして、恒久的と云ふ事を止めて、臨時的のものとして原案に賛成致したい。

○副議長（勝田重直君）

只今遠山議員の動議に御賛成の方は御起立願ます。（起立者五名）

○遠藤盛彌君（吉田重直君）

（拍手起）

○山川眞君（吉田重直君）

先程義勇隊の説明が御座いましたか、晝夜なく勤務した私から見ますと、あの義勇隊は非難する資格ありや否やと反駁致したい、それから晝夜分たず勤務した人間に對して、敬意を表せずして、新しく出来るものに對しては憲意を表せると云ふのは可笑しい、尚今度の義勇隊の編成に就ては、色んな参考をお探りになつたが知れませんが、少し相當智識を擧ぐ集めて完全なるものを探へたがよかる、と思ひます、將來を懸念する譯であります。

○森川照太君（吉田重直君）

遠藤さんには、金が出来た時に充分審議しやうと云ふ事でありますか。

○遠藤盛彌君（吉田重直君）

追加豫算がありますればそれで増額しては如何です。

○總領事（加藤外松君）（拍手起）

大分前刻から色々御議論があつて、私は新しく議論を申し度くは無いが、非常な場合に、足や腰の立たぬ人等も御座いまして、少くも満足なる防衛に當りたい事は、何處でも極めて自然な事であると思ふ、必ずしも天津許りの個別の現象では無い、又今日茲に限つた問題でありませぬので極めて自然に、人間社會には常に行はれるのであります、前刻から反対される方も賛成される方も、誰方も言はれるやうに、完成に從つて各種の改正は二点を得ないと思ひます、此の点に就きまして色議論がありますが、今日の民會としては此の精神に着目して、此の規則を通したがよくは無からうかと考へられます、皆様のお心持は必ずしも御對しやうと云ふ態度では無からうと信じてゐます、今日茲に限つた問題でありませぬのであります、私は只考へますのに、極く實際的の見地から見ても、必要があるからと言つて驕々文が効力があるとは考へませぬ、本當に効力があり、精神が徹底する爲には、相當の訓練が必ずなければ

(49) (50)

(49)

ればならぬ、殊に多數の人々が寄集まつて、複雑なる事態に向はふと云ふ時は、必ず萬能が必要である、必要な爲には準備をし、組織をしなければならぬと思ひます、そら云ふ必要に迫られて今回の御提案を爲されたものと信じますから、細目に涉る議論はありませんが、天津の社會が、此の義勇隊の秩序を、形の上で帮助し、共に馳せ参する事を示すのも、一種必要な施設では無からうかと、私は内容に就て申す事は御座いませんが、常識論から言つて、斯う云ふ組織を相當必要として、而して天津民會に於て、どうか斯の如き組織を必要と認める云ふ事を形の上に現す事は、一種の重要な事であると思ふ。（拍手起）

（吉田房次郎君議長席に着く）

○勝田重直君（吉田房次郎君）

只今總領事からの御説もありました事でありますし、元來私としては、未だノヽ此の義勇隊と云ふものゝ根本精神に就て、多少の疑もありませんが、詰り例へて見れば此の生命、財産を保護する目的とする以上、私はまだ此の外に嚴正なる且規律ある團隊的訓練を好みいものと考へますし、一方民團が時局を斟酌して、之を常備的にする事は、根本からは賛成出来ませぬが、今總領事の御説の如く、吾々の意見の向ふ處は、辯い處に手が届くやうに、精神的に向ふ處に期する位ありたいもので、今のお言葉は充分参考にしなければなりませんから、其の意味に於て賛成するものであります、それで最早討論も盡きたと思ひますから、逐條的に、或は一括致されたい。

○遠山猛雄君（吉田房次郎君）

新任早々監督官として、非常な權威のある御忠告を頂戴した事は、感謝に堪へませぬ、唯茲に私は居留民の一人として、所感を一言、辯駁するのではあります、一言申し上げませぬが、大した役に立たぬ事は同感です、そう云ふ場合適當の準備をして置けば、多少其安神が加はると云ふ御考であります、しじゆう斯う云ふ事の爲に武装しなければならぬと云ふと、經濟上懸念を生じ、從來支那の問題等に就ては、甚だ烏滸ウスで出敷い次第でなければ、手落があつたと云ふ事は、高等政策の失敗だろうと信じます、そら云ふ次第で、之は成る可くなれば日當武装する事から離れ、政府が出兵を爲されば、何も居留民が大騒ぎをする必要は無からうと思ふ、私は若し之を作つた爲に決してそら云ふ心配が無い、お前等が居留民の聲を衷心から聞け、之丈の義勇兵があるから財産は充分保護が出来ると云ふやうに取られんとも限りません、辯駁を申すのではありませんが、居留民の一人として一言申立て置きます。

○議長（吉田房次郎君）

お詫び致しますが、之は逐條審議に致しますか。

○金山喜八郎君（吉田房次郎君）

（拍手起）

（議長（吉田房次郎君））

それでは反対の方も御座いませんから採決致します、原案に對し御賛成の方は御起立願ひます。（起立者多數）

○議長（吉田房次郎君）

併せて三讀會を省略して、可決確定に致したいと思ひます。（拍手起）

○議長（吉田房次郎君）

お詫び致しますが、之は逐條審議に致します。

(51) (52)

(51)

それでは此の昭和二年度居留民團歳入出追加豫算案を議題と致します。

○理事（中島徳次君）

大分時間も立ちましたので、簡単に説明致します、本案の内容に入る前に、一寸一詳辯明致したいと思ひます、本案の主なる経費は保溝費の追加豫算で、之は通常民會で御協賛を仰ぎ、二月きならずして追加豫算を出す事はおしかりを受けるかも知らぬと思ひます、前民會に於ける提案が杜撰で無い限りは、僅々二ヶ月の間に出す道理が無いと云ふおしかりは重々御尤で何共申譯の無い次第であります、唯御諒察願ひたいのは、之は民團として最も新奇試で、殊に事業が民團の仕事として、租界の方々に接觸の烈しい時、使用する人間は最下級の人間を多數に使ふもので、最初臨時民會で一應御協賛を仰ぎましたが、或は通常民會で設備の不足を補ふて行きまして、更に自動車に要する運轉手其他に大變経費を要する譯であります、言はば全く不慣れの結果であります、幸にして此の度斯う云ふ仕事に堪能な人を得られたやうな次第であります、然し果して満足を得るがどうか疑つてゐましたが、今日では先づ此の調子では、多額の経費を出して行きましらばよからうと云ふ確心を得ました、通常民會で協賛を得ましたもので、五萬八千両の巨額でありますたが、本回の一萬二千両増額で七萬一千と云ふ巨額になります、之は私共も之程の巨額になるとは存じてゐませんでしたと云ふのは、一例を申せば下水掃除の如き、最初本案を臨時民會で御協賛を仰つた當時は、單に撤水と汚水の収去のみであります、又福島街方面の污水が非常に多量に排出される事であります、一日二三回取らなければ困ると云ふやうな事情であります、又下水に關連して私設胡同の下水掃除が一も出来てゐない狀態にあります、即ち台所から胡

(54)

(53)

同の下水掃除までですと云ふ事が結局主であります、私設胡同の下水掃除は、建物會社を除いた外は、一も出来てゐませんが、それがどの位になるかと云ふと、先づ二里の里程になる事を發見してのであります、それが爲に仮設胡同のみに、三千両を貢して居りますが、本年の如く苦力賃が上りますと、六千八百二十万両位の経費になります、一方撤水も御手知の通り、車馬道跡などは夜間に遁つて居ります、道路掃除費が五千八百餘両ですが、若し之を請負に委せて、恐らく此の位のものだらうと思はれます、中々もつてこれでは済みませぬ、之も頭初一ヶ月位は非常な努力を要すること、思ひましたし、亦塵芥もそれ程出まいと思はれたのですが、豫想外に多いために、毎日二十五方以上の埋立が出来て居るのであります、之を們に一段二十圓也三十圓位の埋立をゴミのお蔭で爲されつゝあると考へ下さつて、其の傍らから本案増額を御承認仰ひたと思ひます。

○佐藤政作君 保溝課が出来て自動車や機械類が殖へましたが、租界局にはエンジニアが居ると言ふ事も耳にしてゐます、一体そぞ云ふ方面的技師は。

○理事（中島徳次君）

御尤であります、幸にして保溝課に朝鮮人の者を入れて、自動車のタイヤの痛む理由とか又は機械の故障等を調査致させました處、タイヤの傷むのは、從來空氣の入れ方が足らなかつた爲だと云ふ事でした、但し機械の内部に對しては解らぬ事もあらうと云ふ考から、之のみが主でありますせんけれど、只今三菱の造船所を早急してゐます者を入れる事になつて居りますから、その人が来れば甚だ便利になります。

○郡 茂行君 只今中島理事から御説明が御座いましたが、聞へなかつたのでも一度お詫び致しま

す衛生費は之は一年ですか。

○理事（中島徳次君） そうです。

○石川 通君 撒水の項に就て一寸お質問致しますが、撒水は何時も風の吹く日は撒水して戴ければ結構と思ひますが、その時に限つて撒水が行届かぬやうには思はれますが可成く斯う云ふ日には努めて撒水を願ひたい、處で一番大きな奴は、毀れたと云ふ事であります、あれは大分問題になりましたが、然も毀れて居れば、補修したらよからうと思ひますが、そう云ふ事をお考になつて居りますか。

○理事（中島徳次君）

あの問題の自動車は、色々手を盡しましたが、結局修繕出来ない事になつて、あれは相當の値段で賣拂ふ事にしたいと思つてゐます、然し若しあれが完全であれば、能率は甚だよろしいので、只今の自動車は旭街は一度には撒けないのであります、先づ今度の處自動車は旭街のやうな道路を通し、裏の原ツ場の方は、馬車の一台も使つて撒水したいと考へて居ります。

○石川 通君 解りました、そうするとあの自動車は、何か賣つた先の方に交渉が御座いましたか

○理事（中島徳次君） 之は私の就任前の問題であります、向ふは西洋人の試験官でしたら、果して古かつたか、新しかつたかと云ふ鑑定を願つた處、向ふは全く新しいと音ひ張つて、結局水かけ論。

○石川 通君 通常民會で此の保溝費は七名分の豫算を計上しました處、此の度は二名と云ふやうになりましたが、之はどう云ふ風に使はれますか、尙通常民會に計上した巡捕五名は使はれてゐますか。

○理事（中島徳次君）

前豫算より運轉手が多いやうな御議論ですが、晝夜に分けて遁つて居る爲であります、自動車の運轉手は可成く一人がよろしく、人を持へると機械が悪くなる事も考へられます、現状では致方が御座いません、巡捕の方は使用してゐます。

○小宮山 繁君 質問せるも聞取れず。

○行政委員會長（白井忠三君） 前豫算より運轉手が多いやうな御議論ですが、晝夜に分けて遁つて居る爲であります、小宮山君のお仰やる七萬両の中には、從來負担した道路撒水費も加はつててはゐないと考へます。

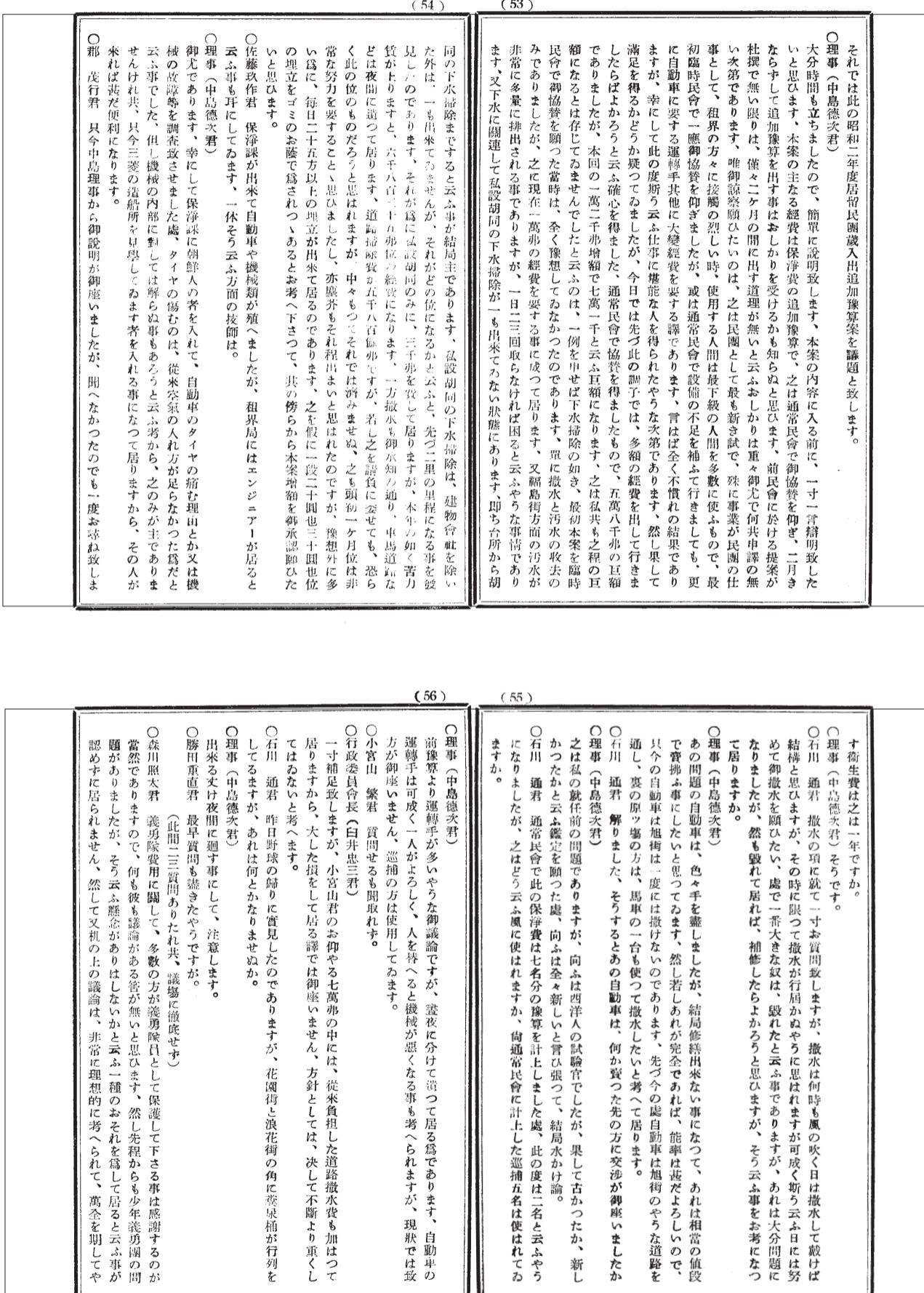
○石川 通君 昨日野球の歸りに實見したのであります、花園街と浪花街の角に菫桶が行列をしてゐますから、大した損をして居る譯では御座いません、方針としては、決して不斷より重くしてはゐないと考へます。

○理事（中島徳次君）

出来る丈け夜間に廻す事にして、注意します。

○勝田重吉 吾早質問も盡きたやうですが。

（此間三質問ありたれ共、議場に徹底せず）
○森川照太君 義勇隊費用に關して、多數の方が義勇隊員として保護して下さる事は感謝するのが當然でありますので、何も彼も議論がある筈が無いと思ひます、然し先程からも少年義勇團の問題がありましたが、どう云ふ懸念がありはしないかと云ふ一種のおそれを爲して居ると云ふ事が認めず居られません、然して又机の上の議論は、非常に理想的に考へられて、萬全を期してや



(58)

(57)

られても實際が之に伴はぬと云ふ事が、よく見受ける例であります、此の義勇隊に就ても、そうちや無いかと云ふ懸念を持つて居る人が、相當多く、今回提議されたものは甚だ少額ですが、之が傳はつた頃には、一萬數千圓の巨額な豫算だつたと思ひます、然して民間當局者も承知されて居るやうに、之に對しては相當反対が多かつた爲め、今次豫算は減らされたものと思ひます、若し斯の如き一部の反対が無かつたならば、今頃は巨額の金をかけつゝある事と思ひます、從つて之は又龍頭蛇尾に終ることになり、現在只今の民會議場でも信用されてゐない、一種の櫻らぬ、反対らしい氣分が多い所以では無いかと思ひます、もつは此前の義勇隊は一日の間に召集されたもので、相當成績を挙げたには違ひないが、一部の不満が多かつたのであります、私は之が眞相は知らぬが、斯う云ふ事があつたのは事實で、之は或は此種の集團が適せないので無いかと云ふ事を感じてゐます、若し之に永續性があれば、吾々は斯んな結構なものには一も反対御座いません、それで色々御議論も御座いますが、私の考として之は戰線に立つて戦争をやる事は第二の任務とし、主として租界内の秩序を保つ義勇隊ならば、被服等は要らぬと思ひます。

○議長（吉田房次郎君）
（拍手起立）

他に御意見御座いませんか。（進行と呼ぶ者あり）

それでは討論終決と認めますから、第二讀會に移ります。

○議長（吉田房次郎君）御意見御座いませんか。

○西村 博君（低聲聞き取れず）

○議長（吉田房次郎君）

○議長（吉田房次郎君）
（白井會長、遠藤、山川君對談的問答）

只今讀會省略の動議が出て居りますが、先刻の森川議員の議論は、修正意見として定規の賛成を爲さつて戴けますか。

○遠藤盛彌君 森川氏のお話には、私も共鳴して至極同感であります、全く民間の方はあの位の考がなければならぬと思ふ、それで此の被服費などは腕章位で間に合せて、斯んなものに金を掛けるよりは訓練費として計上が願ひたい。

○佐々木敏丸君 帽子は通過すれば必ず買はなければならぬものですか。

○議長（吉田房次郎君）
お許り致しますが、平井議員から動議が御座いました、讀會省異可決確定と云ふ事ですが、

○理事（中島徳次君）
此の備考を削るならば、修正動議を御提出願いたい。

○議長（吉田房次郎君）
（此間議事進行に就てガヤ／＼）

只今郡茂行君の備考の修正説に賛成の方は御起立願います。

(59)

○議長（吉田房次郎君）
森川議員の修正動議は、三百七十五圓を削ろうと云ふ事であります、御賛成の方は御起立願ます。

○議長（吉田房次郎君）
それでは動議は成立致しました。

○古田治四郎君（動議提出の様なれ共聞取れず）

○議長（吉田房次郎君）
只今古田君から、一萬二千元を増加したいと云ふ動議が御座いましたが、賛成者はどうぞ。

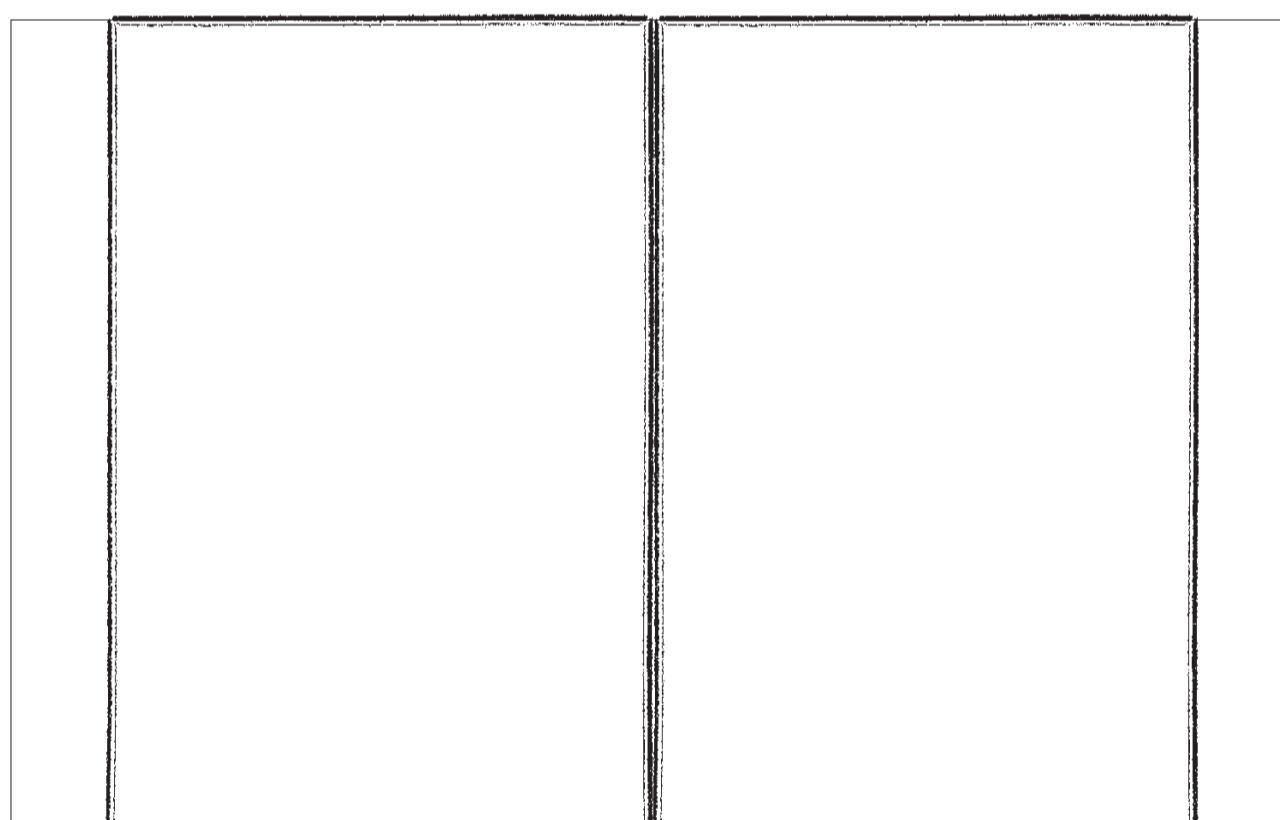
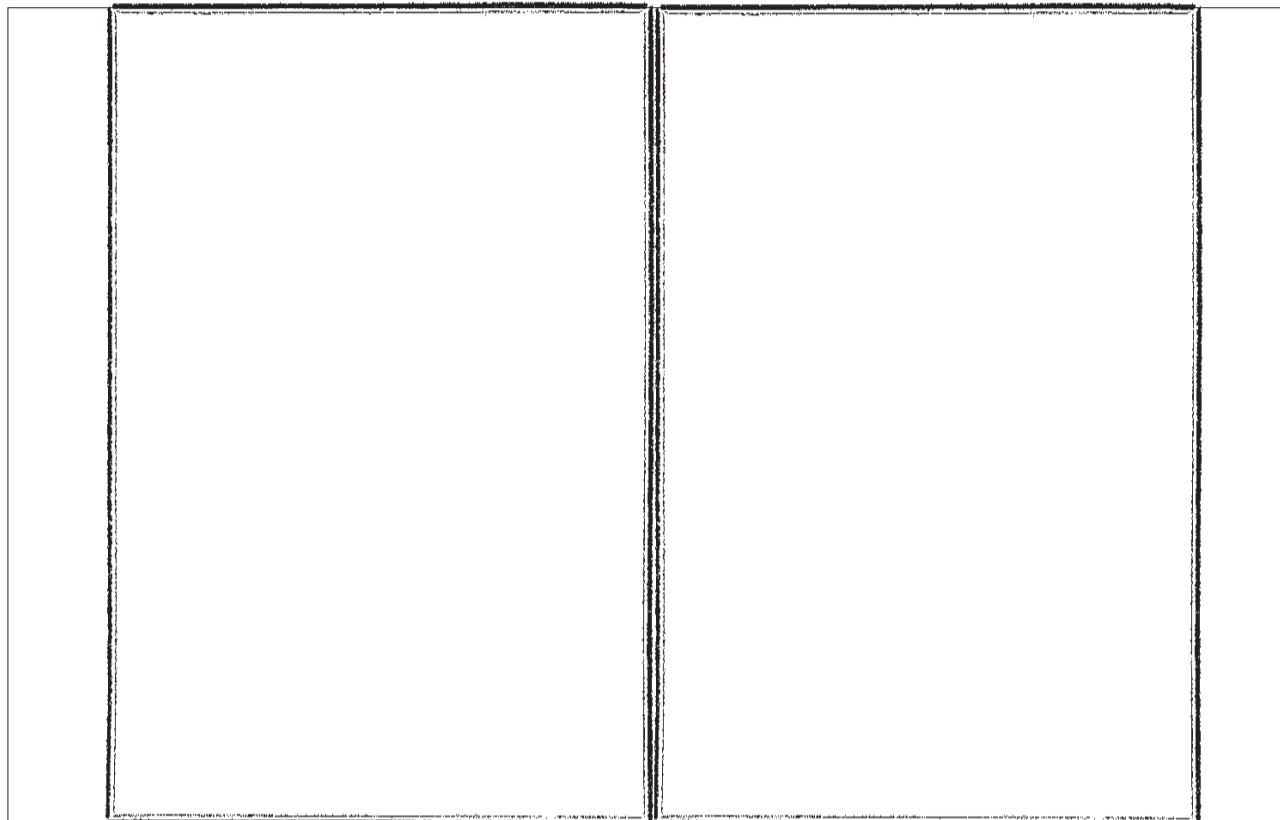
○議長（吉田房次郎君）
それではお諮り致します、森川君の動議に御賛成の方は御起立願ます。（少數）

○議長（吉田房次郎君）
それから郡案の修正説に御賛成の方は、（少數）

何れも成立致しません、然らば原案の第三讀會を省略して可決確定に致したい。
(異議無しの聲起る)

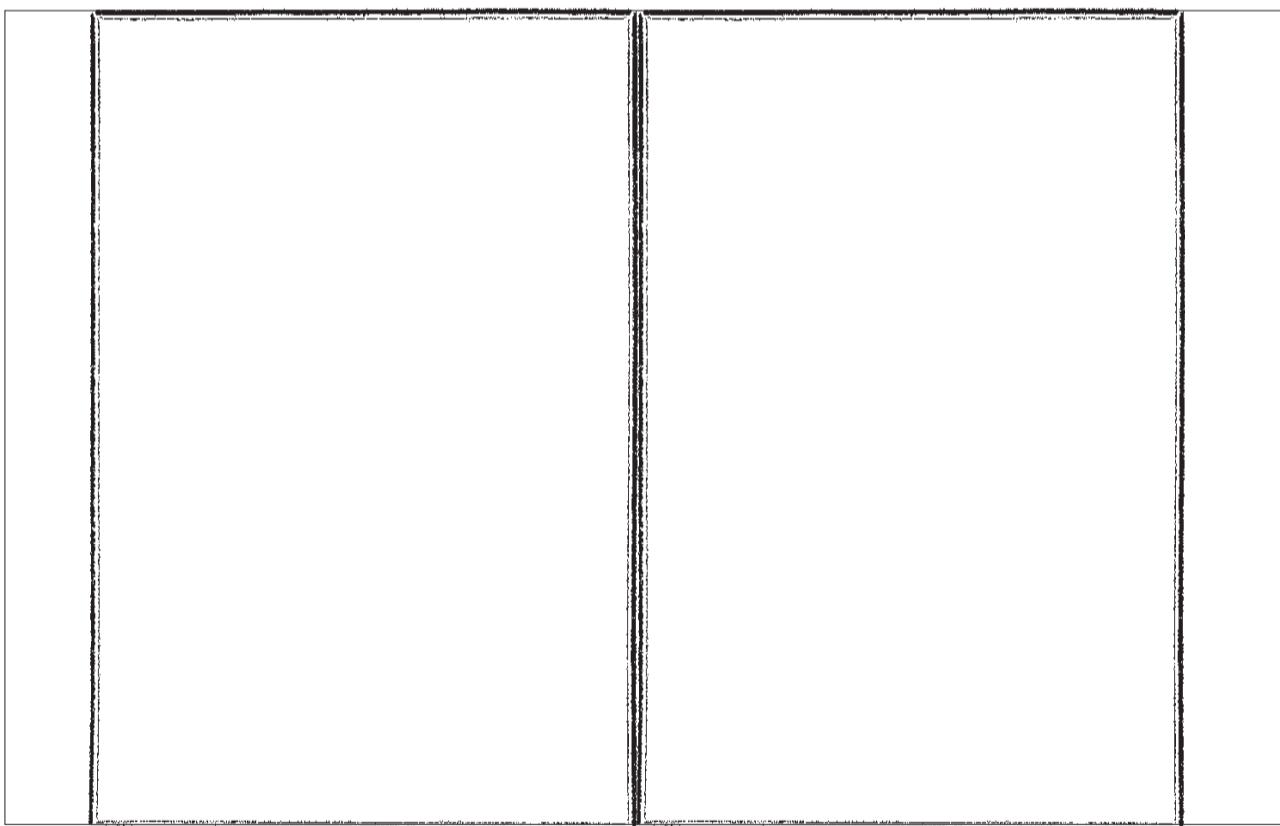
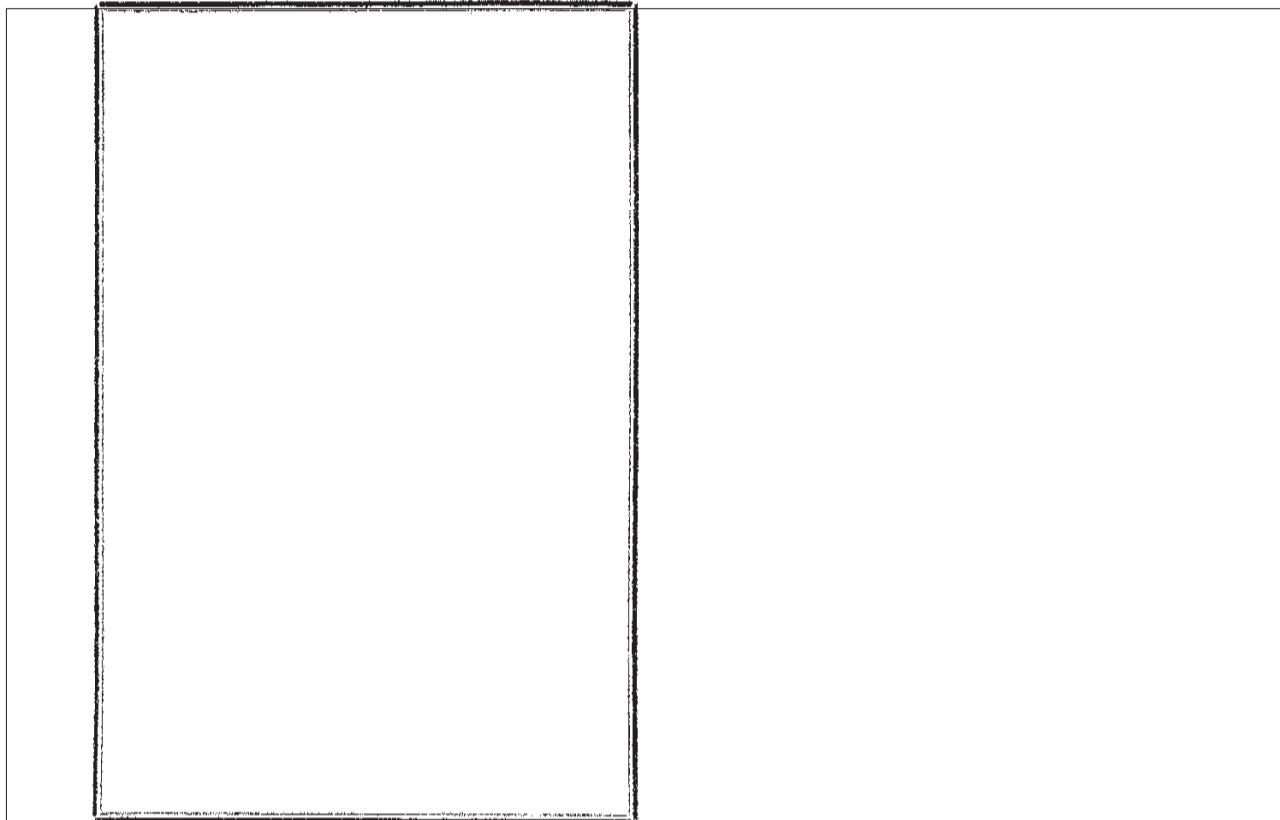
○議長（吉田房次郎君）
それでは討論終決と認めますが、私は議長として甚だ不慣れで、今回は甚だ魔誤付きましたが、諸君の御指導と、御後援とによって、兎に角無事通過した事に對して厚く感謝致します。

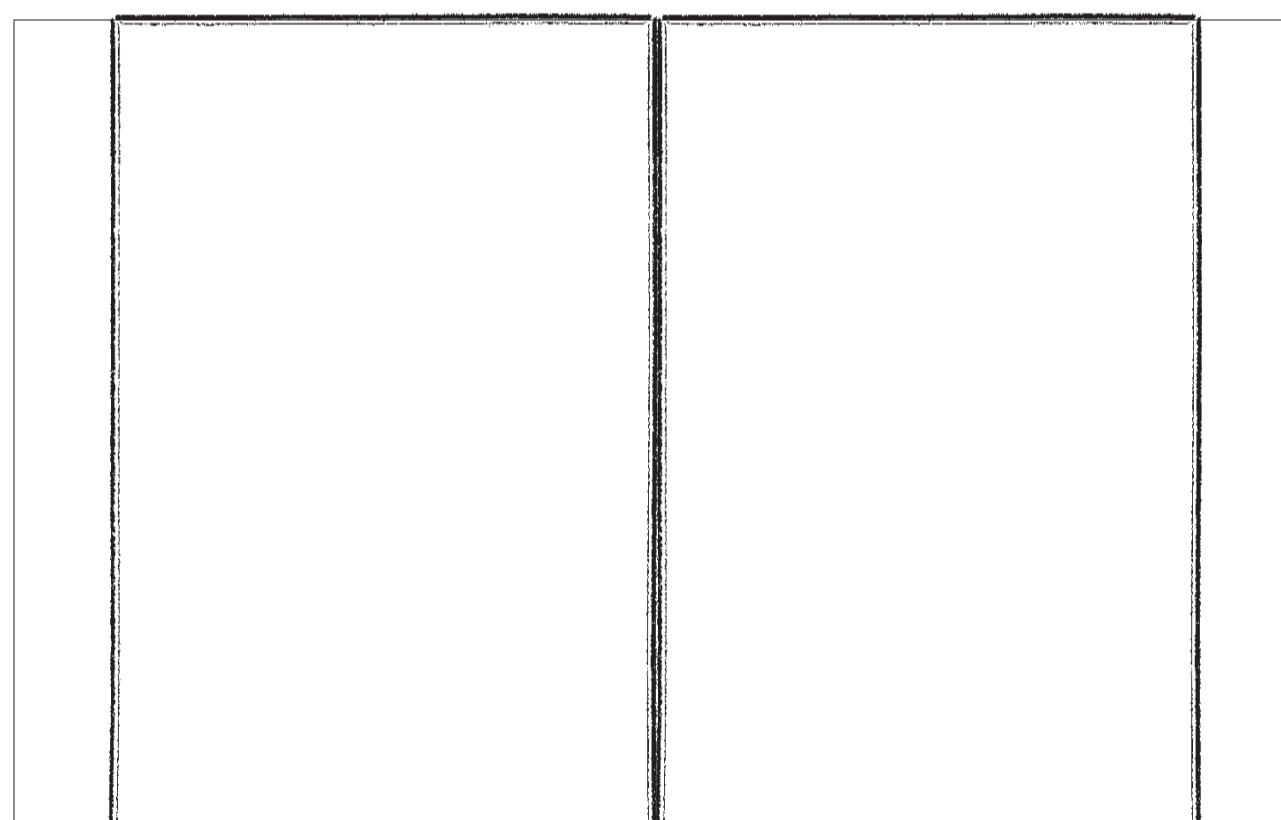
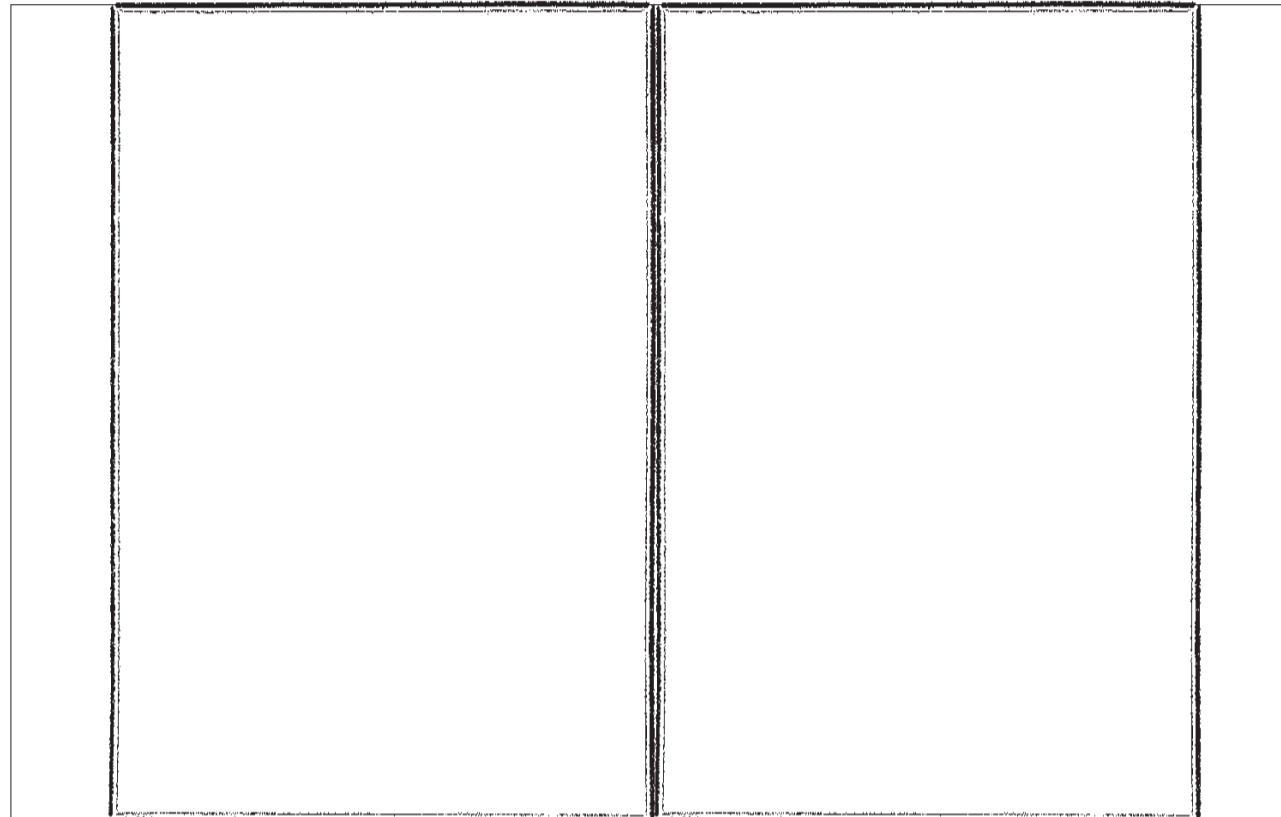
午前一時閉會



●

昭和二年第十七次居留民会临时会议事速记录





(65)	第六節 本埠の中立地に居する外國人會員者と、山古ツアリタルトナ又ハ山加羅リ不當ナリ 恐れられ、ハ勿論外國人會員者並其眷属者之處定ム。
(66)	第七節 本埠側面にて開設したる外國人會員者之處定ム。
(67)	本埠側面にて開設したる外國人會員者之處定ム。
(68)	本埠側面にて開設したる外國人會員者之處定ム。
(69)	本埠側面にて開設したる外國人會員者之處定ム。

昭和二年度居留民團收入出追加豫算					
科	目	歲			
		歲	入	歲	出
第七款	衛生費	銀量萬九千六百八拾九弗也		銀量萬九千六百八拾九弗也	
一、衛生費徵收金		銀五千五百七拾弗也		銀五千五百七拾弗也	
第十二款	雜收入	計銀量萬九千六百八拾九弗也		計銀量萬九千六百八拾九弗也	

一、雜計		收	九二八〇〇 住吉社柳尚所土城埋立費立替金
科		歲出	五六九〇〇
第十一款 保淨費		經常部	
一、俸給及手當	一、白勤車道轉手五名、道踏梯陰人夫士一名、苦力頭六名、十名	歲出	一、六九〇〇
二、客具費	二、六九〇〇	經常部	
三、修繕費	三、六九〇〇		
四、消耗品費	四、六九〇〇		
第十八款 強勇隊費	第十八款 強勇隊費		
三、訓練費	三、訓練費		
四、消耗品費	四、消耗品費		
五、雜費	五、雜費		
計	計		
合計	合計		
元・支票	元・支票		

